

金融行政の諸課題

畑 中 龍太郎

はじめに

ただいまご紹介をいただきました金融庁の畑中
でございます。

今日は、証券界のそうそうたる方々、また私が
入りました大蔵省の諸先輩もたくさんおられまし
て、たいへん緊張しておりますが、高橋理事長の
ご指名で参りました。私は昭和五十一年に大蔵省に
入省いたしました。理財局の資金一課という財政
投融资をやっているところに配属されました。そ

のとき高橋先輩が、ちよつと斜めの席だったので
すけれども、係長の上の課長補佐ということで上
司であられました。それ以来、三五〇三六年役所
におりますけれども、振り返ってみますと、役所
の上司でご自宅に呼んでいただいたのは、私の仲
人をやっていた方以外は高橋さんしかおら
れなかつたということで、一回何でもいいから話
せというご指示にはあらがえませんが、参上いた
しました。

金融行政にはいろいろな課題がございますが、
今日は四点ほど、ふだん考えていることを少し申

し述べさせていただいて、その後、今回の震災を振り返るほどまだ時間がたつてはおりませんけれども、もう少し長いレンジで、後の世代のために何か考えられないかなということ、私見を申し述べたいと思います。

一枚レジュメを用意しておりますので、それに沿ってお話をさせていただきたいと思えます。用意いたしました資料は、分厚い「金融行政の諸課題」、それから「参考資料」、そしてこちらの業界のADR機関でありますFINMACの調査結果レポートと、三つ用意をいたしております。

一、金融行政とベターレギュレーション

(1) 金融行政の目的と方法論

まず、ちよつとかたい話からで恐縮ですが、金

融行政についてどういう基本的な考え方でやっているのかということを、最初にお話申し上げたいと思います。言うまでもなく、金融行政の目的は三つございます。レジュメにありますように、金融システムの安定、それから利用者、顧客の保護、そして公正で透明な市場を維持していく、この三つが明確な目的でございます。これをどういう運営理念、運営手法で実現していくかという方法論が、私どもの言っておりますいわゆるベターレギュレーションというものでございます。

(2) ベターレギュレーション

資料の三七ページにあるベターレギュレーション。これは四年前からにわかに始めましたので、当時の金融処分庁というイメージがいまだに抜けないと思います。私も外から見ている、なぜこんなに処分ばかりするのかと実は思っておった

のですが、処分庁というのは、決して褒められた名称ではなくて、要は権威がない、力づくでやっているということでありますので、こういうことを大幅に転換しなければいかぬというのが、四年ほどの判断でございました。レギュレーション（規制）のレベルを上げていく、クオリティーを上げていくというのが、ベターレギュレーションでございます。

(3) 現場に神宿る

我々がその当時目標といたしましたのは、英国のFSA、今、相当ガタが来て、イングランド銀行に吸収されるような憂き目を見ておりますけれども、やはり何といたっても英国のFSAが目標でございました。そのFSAの重要な語り継ぐべき格言で、一国の金融規制のレベルは、法律やすぐれた大臣、長官の存在ではなくて、日々金融機関

と接する一人一人の職員の一挙手一投足で決まる。したがって、そのレベルが上がらない限り、どんなに立派な法律、あるいはどんなに立派な指導者がいても、その国の規制レベルは決して上がらない、そういう格言がございました。ベターレギュレーションというのは、現場で日々接している一人一人の職員のレベルを上げる。つまり、「現場に神宿る」と書きましたけれども、日々努力をしてレベルを上げていくことに尽きるということでございます。

(4) 検査マニュアル五原則

四年前、検査局長を拝命いたしましたときに、検査、これは権力行政の一丁目一番地のような、抜き身の包丁をぶら下げているような、そういうことを金融庁発足以来イメージとして持たれておりましたけれども、ベターレギュレーションの中

で検査をどう変えていくのかというのが最初の課題でございました。三八ページにある、検査マニュアルの五原則というものを書きました。検査官はまじめな連中ばかりの集団ですけれども、検査マニュアルというのは彼らにとつて聖書、バイブルだ、そういうものに新任の局長のおかしなアイデアを書き込むのは古典を汚すものだということを言いますので、じゃ、書いてやるうかということとで私が自分で書いたのが三八ページでございます。

これは今では当たり前なんですけれども、そもそも何のために検査をやるかということに尽きるわけです。処分のために検査をしているわけでは毛頭ありませんで、今日よりも明日、明日よりもあさって、その金融機関のさまざまなサービス水準やリスク管理のレベルが上がっていく、そのための刺激材料になる、自主的に改善メカニズムが

働いていく、そういうお手伝いをするというのが検査であり、監督の目的ではなからうか。それを五つほどのプリンシプルに落として書いたものがございます。

そこにありますように、先ず、重要なリスクに焦点を当てる。細々した重箱の隅をつつくようなことはもうしない。『リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング』アプローチ」と書いてあります。それから、指摘しつ放しでは意味がないので、よく議論をして、どうすれば改善の方向性を見出せるか、その認識を共有しようというのが二番目でございます。三番目は、ある時期のステイックな金融機関のレベルを検証するだけでなく、どちらの方向に向いているか、改善意欲を持って取り組んでいるか、そういうベクトルを見よう。動態的な検証も静態的な検証と一緒に、むしろそちらのほうを重視していこう、そして、評

価すべき点があればきちつと評価するというのが三番でございます。四番目は、明確な根拠を持ってこちらの考えを相手方に伝えるということ。

最後が、①から④をひっくりかかして、金融機関の人たちにその気になってもらわないと、人間社会は進まないわけですから、広い意味での納得感を持つていただけるような検査をしよう。そういう意味では、五番目が一番重要なキーワードでございます。納得感という、やや情緒的な言葉を使つたわけでございますが、こういう形で四年間やってきております。恐らくそれまでの検査と比べると、大きく変わつていふという受けとめ方が相当あるのではないかと思ひますが、なおこれは、最終地点はございませんので、日々レベルが上がるように努力を続けていくというのが検査局の大きな課題でございます。

(5) 監督方針

そこから二年前に監督局に移りました。ここは検査よりもさらにその日暮らしをやつておりまして。対症療法的といひますか、モグラたたきといふか。監督対象が六〇〇〇以上でございますし、ファンド等入れますと、数え切れないぐらいございまして、連日何らかの行政処分をしていふような、そういう火事場の忙しさがございました。これではどうにもならないだろうといふことで、毎年の監督方針といふのを七月に、新事務年度につくるわけですが、この二年間、また馬鹿の一つ覚えみたいに四つのことを言い続けております。一つ目は、リスク感応度の高い行政をやろう。二つ目は、利用者、国民の立場に立つた行政に努める。三点目が、場当たり対症療法ではなくて、将来を見据えた行政対応を考えよう。最後に、自己満足ではなくて、金融機関の自主的な改善なり、

自主的な経営判断に資する、役に立つようなアドバイザーであろう。これらを毎年の監督方針の冒頭に記述をし、機会をとらえて、そういうことを若い職員に嫌がられながら言っておるということでございます。

(6) リスクとは？

そこで、検査マニュアルにも、また、この監督方針にも出てきておりますリスクということを、皆さんもよくお考えだと思えますけれども、ちよつとお話をしてみたいと思えます。四年半ぐらい前でしたか、アメリカのミネソタ州ミネアポリスで橋が落ちて、多数の車両が転落したり、大勢の人が亡くなりました。その原因は、鉄骨の橋梁の基礎部分と、地面のコンクリートとの隙間に溝があつて、そこに雨水が入つて鉄骨が腐食して、何十年か後に、耐え切れずに崩落したとのこ

とでした。それで当局が慌てて周囲の橋梁、高速道路を調べたら、たくさんそういう事例があつたということ、大きな問題になりました。

これを聞きまして、私は金融行政も同じではないかと思ひました。つまり、ふだん橋を渡つていゝ人には基礎部分は見えないわけです。しかし、重大なリスクがそこに潜んでいる。日本のように地震があるとか、耐震偽装疑惑ですか、姉齒事件というのがありましたけれども、そういうところであれば、三〇年、四〇年たった構築物の基礎部分はかなりやばい、そういう経験則が働いたと思ひますが、ミネソタ州は地震がないということ、だれも余り考えなかつたわけでございます。

リスクというのは、見えたり顕在化してしまえば、それはもはやリスクではなくて、単なるトラブルになる。見えない、あるいは見えにくい潜在的なものがリスクだろうということで、金融監督

においても、あるいは検査においても、見えにくい、あるいは見えない潜在的なリスクをどうやって見つけ出すかというのが、プロの力量だということ、検査官には言っていました。

特にこのミネソタ州の事例で思いつまされたのは、ほかの橋にも共通していたということ。これは金融機関も同じで、問題のある経営者とか、問題のあるトレーダーがいて、トラブルを起こして一つの金融機関が大損するというのは時折ある話ですが、ある種の問題がほかの金融機関にも共通しているという場合には、システムリスクになる。システムリスクにリスクになるわけで、金融の場合には、特にほかの金融機関にも共通していないかという疑いの目線が要るのだなということ、当時の報道から感じたわけでございます。

(7) 青い空が曇る？

ちよつと与太話みたいになるのですけれども、関西にある国際的な大企業の社長さんに私は質問されたのです。「社長にとつて一番大変な仕事は何だと思つかね」とおっしゃるので、「いや、わかりませんね」。「それは自分の後継者を決めることだ。君、青い空を見て青く見えるかい」とおっしゃるのですね。「老眼が進んでいますけれども、まだ青いものは青く見えますよ」と言いました。「そう、じゃあ、君はだめだね」と言われました。意味がよくわからなかったのですけれども、話をしていくと、青い空であっても、曇って見える人間でないと、巨大企業の社長は務まらないのだ。どんなにバラ色で仕事が順調でも、何か起こるのではないかということ、常に体で感じる力があるかどうかというのが、どうも社長候補の資格だそうです。まれに何千人かの中に、そういう肌

感覚で感じられる人がいて、それを一〇年も二〇年もコンコンたたいて鍛えていると、なるほどという社長ができてくるという話を聞きました。

それ以来、順調にいつていても、できるだけ悪いこと悪いことと、そちらのほうばかり考えるようにはしているのですけれども、才能の無い人間はなかなかそういうふうにはなりませんので、リスク感度ということでは、まだまだ感度が鈍いというふうに自戒をしております。

(8) グローバルリスク・マトリックスと現下のリスク

今のは個人的な話ですけれども、今世界を見渡してみますと、グローバルリスクということをよくいわれます。少しその話を申し上げようかと思えます。生の情報というのは、英語で言うトインフォメーション。これが収集され、選択をされ、

分析をされ、解釈される。つまり、直面する課題に関連をして、分析、解釈された編集情報というのが、インテリジェンスということのようであります。このインテリジェンスをどれくらいきちつと共有するか、あるいはトップに上げていくかというのが、民間企業では非常に重要なリスク管理だと思えます。

特に最近、経済リスクというのが、ますます政治・社会リスク、地政学リスク、国際制度のリスク、あるいは最近では自然災害リスク、風評リスク、こういったものとの相互関連が非常に強まってきております。リスクのクロスボーダー化といっておりますけれども、こういったことが最近の特徴であろうと思えます。

例えば経済リスクである原油価格の上昇は、それだけにとどまらずに、地政学的、あるいは政治的なリスクである中東情勢にも相互に大きな影響

を与えておりますし、経済面であれば、世界の金融資産の動向と関連性を持つ。また、国際制度である世界の金融制度改革、今、四苦八苦やっておりますけれども、こういうものにもひいては影響が出てくる。それがまた変わりますと、中国の経済政策、こういったものにも影響してくるということで、日本にとつてのインテリジェンス、リスクの編集をする場合には、クロスオーバーリスクというのが非常に重要だということが一つ言えようかと思えます。もう一つは、今申し上げました経済、地政学、政治、社会のリスク、こういうものの根底にある潮流というのは一体何なのかというのを深く考える必要があるなという気がしております。

その源は一体何なんだろうかということであり、まず、リーマンショック後、現象面でどういこうとが起きてきているかといいますと、先進国が成

長戦略の方向性を見失ってきている。あるいは、先ほど申し上げました金融制度改革も、ダッチロール気味で方向性がなかなか見えない。また、先進国経済が成長の原動力が見つかからない一方で、BRICSが高度成長を期待されているというように、経済発展の不均衡というような現象が出てきておりますけれども、その根底で一体何が起きているのか。よく言われるのが、欧米的な物の考え方、市場主義とか民主主義、あるいは個人の人権、科学技術を礼賛する、そういう、恐らくギリシヤ、ローマ以来の、キリスト教などを含めた、欧米の倫理的な物の考え方、こういう文明的なグローバルガバナンスが実は揺らいでいるのではないかという見方もございます。底流でそういう流動化が起きているがために、表象面で、先ほど申し上げましたいろいろな壁にぶち当たっているという気がいたします。一言で言え

ば、グローバルガバナンスに対する世界的な不安感。現代の大半の政治経済リスクの源はそういうところにあるのではないかという説もございませう。

こういうさまざまなグローバルなリスクがございしますが、私が聞きました商社の幹部の人は、常日ごろからリスクが生じる「可能性」と、起こったときの「深刻度」と、リスクが燃え広がる「スピード」、こういう多次元のマトリックスを常につくって、それを見直して、優先順位をつけて社長に報告をしているということをおっしゃっていました。

今申し上げましたリスクが発生する可能性と、マグニチュードと、燃え広がりのスピード、こういうことから考えて、日本がさらされているリスクはたくさんございませうけれども、例えば代表的なもの、原油・資源価格の暴騰、あるいは今

さんざんやっておりますEU発の金融危機がどうなるのか。ひょっとしてEUは分裂するのではないかみたいなことを言う人もいます。三つ目が、米国の経済の回復の遅れがどうなるだろう。消費も悪いですし、住宅の問題も深刻でございませうが、これがどうなるか。四つ目が、我が日本国の信認低下ということで、これは連日マスコミでも報道されて、国民一人一人がこの問題をより深刻に考え始めているということだと思います。

それと、中国で起こりつつあるバブルの崩壊の兆しであるとか、その統治体制への影響がどうなるか。さらには、遠い異国ですけれども、中東の政治情勢の混乱、こういうあたりが、日本にとつてのマグニチュードが高くて、ひょっとしたら起こるかもしれない可能性のあるグローバルリスクかなと思います。

二、顧客保護と顧客利便

(1) 長期的信頼関係―老舗の秘訣

やや脱線してしまつたのですけれども、金融行政の進め方とリスクの話を申し上げましたが、次に利用者保護の話について、これは主として金業者、証券業者の皆様をお願いをすべき話だと思っております。ぜひ長期的な信頼関係を構築していただきたいということ、これに尽きるわけでございます。

どこそこの会合でお話ししたかもしれませんが、二、三、四年前にNHKが、日本における老舗企業の長寿の秘訣というのをやっておりまして、日経新聞で、二〇〇年続いている企業、あるいは一〇〇年続いている企業のインタビューを毎日のようにやっておりまして、大変良い企画だ

と思います。このNHKの放送のときに、二〇〇年続いている企業は日本で三〇〇〇社ぐらいあると言っております。欧米ではこれが一〇社程度しかない。大陸の中で戦争をやつていまして、企業もあおりを食っているのだと思えますが、日本では数千社残っている。

そのインタビューの最後の結論が、キーワードが三つということでありました。最も重要なことは、何よりも信用を大切にすること。何があつても信用を大事にするということ。それから二つ目は、先を読む経営。現状に満足しない。これは恐らくリスク・フォーカス、フォワード・ルッキングということだと思えます。三つ目は、さはさりながら、本業を疎かにせず大切にすることでありました。信用第一、先を読む、しかし本業第一。大体バブルのときにおかしくなつたのは、この三つのいずれかができていなかったわけであり

ます。

この間、J.P.モルガンのトップの人と話をしまして、これを言いましたら、まさに自分のところは一〇〇年以上こういう精神でやってきたというふうにおっしゃってまして、なるほどなと思いました。私の家の近くに、安くてうまい焼肉屋があつて、長蛇の列をなしていたのですが、ある日突然閉店して、夜逃げみたいな。後で聞きましたら、本業は儲かっていたのですが、バブルでいろいろな投資をして、副業で一瞬にして破綻をしたということでありました。長く続く会社の秘訣を、証券会社の経営者の方あるいは幹部の方にぜひお考えをいただきたいということでございます。

(2) 為替デリバティブの問題と対応

具体的にはこの分厚い資料の三二二ページから三

六ページぐらいに、これでもかというぐらいつけてきたのですが、主として去年の夏ぐらいからメガバンクで大きな問題になりました為替デリバティブの問題がございます。これは輸入をしている中小企業が代金をドルで払わなければいけないので、円安のリスクをヘッジするために、スワップ、こういう商品を銀行が主として売った。証券会社も売っていると思いますけれども。それが三三ページの右の図でございますが、リーマンショックあたりまでは円安に振れていましたので、こういう中小企業のおやじさんは実は相当儲けておられたのですね。ところが、リーマンショック後、さまざまな要因で円高になった。損益分岐点がゼロ以下になって、それが時とともに円が八〇円ぐらいになるにつれて損失が増大した。これをどう考えるかという問題でございます。私は、やはりこれはたいへん大きな問題だと

思いました。公共性を持っている金融機関、特にメガバンクがこういうことをやることは甚だ不適当だと思いました。

例えばこれは本来ヘッジ目的でやる取引でありますけれども、ヘッジの範囲を超えて商品を買っている。あるいは、最初から勝ち負けがどつちはつきりしていたら商品になりませんので、円高に振れるときには、ノックインというのでしょうか、損失が二倍、三倍にレバレッジが効く、そういう商品性で、こういうものを中小企業に十分な説明もなく売るといふことは、やはり甚だ問題だということ、三五ページにありますように、全銀協と話をいたしました。

全銀協の会長以下はよく理解をされまして、上のほうに①、②、③と書いてありますけれども、本業がちゃんといっているのに、この為替デリバティブの問題で倒産するようなことはさせないと

というのが①であります。②は、クレームがあるお客さんだけではなくて、金融機関側がそこは大変じゃないかと思うようなところは、積極的にアプローチをして事情を聞いて、顧客ごとにベストソリューションを提案するということであります。三番目が、それでも納得しないお客さんもおられますので、中立的な紛争解決機関であるADRによる解決を迅速に図っていくということで、従来五、六カ月かかっていたADRが、今、全銀協では一カ月半ぐらいで処理できるように人員等を大幅にふやしております。

(3) 仕組債、投信に対する苦情相談の増加

資料で持っていましたFINMARCの苦情相談の集計結果がございます。余りあれこれ申し上げませんけれども、仕組債、投資信託についての苦情が非常に多い。投信ですと、毎月分配型の

投信とか、通貨選択型の投信に関する苦情が多数寄せられております。このトラブルの原因で最も多いケースは、販売時のリスク説明が十分でなかったということであります。また、説明の際に、「一番売れている商品だ」とか、あるいは「問い合わせが多い」といった、顧客に誤認されかねないような表現で勧誘をしている事例もございませぬ。顧客別では、高齢者の苦情が多いですし、商品別では、先ほど申し上げました比較的リスクの高い投資信託とか仕組債が多いということでありませぬ。

この問題につきましては、昨年の一一月に金商業者向けの監督指針を発表して、監督上の着眼点をお示ししておりますので、こうした商品を販売されるときには、お客さんの経験なり知識、理解度というものに応じた適切な説明をぜひお願いしたい。顧客が理解できないような説明は、いかに

時間を費やしても無駄だということでありませぬ。最善の策は、トラブルの未然防止のためには、いかにして顧客に理解してもらえるかということ、営業現場の一線の方々から考え続けていただくということだろうと思ひます。

それから、売りっ放しということでは、やはり問題は解決いたしませんので、販売後の丁寧な顧客管理、アフターケアでございませぬが、これも投資者との信頼関係確保のためには不可欠でございませぬ。特に投資商品の価格が下落をするような場合には、マーケットの状況とか見通し等について、投資者へわかりやすい情報を提供していただきたいと思ひます。

先ほど、全銀協のADRのことを申し上げましたけれども、FINMACは全国各地にあるということ、全銀協のADRよりすぐれた面もございませぬ。こういう紛争解決の場を、中立的な立場

で、スピーディーに運営がなされるように、ぜひ業界のご努力をお願いしたいと思います。

(4) 顧客目線の高まり

お願い事はそれだけでございますけれども、これに関連して、レジユメに戻りますが、「顧客目線の高まり」と書いてあります。私どもより少し上の世代の団塊の世代、あるいはそれに続く人たちというのは、これから数年を経ずして、マーケットに大量にリタイア組として出ていきます。二〇〇万人ぐらいの規模だと思えます。こうした人たちは、それまでのおとなしい消費者と違いまして、不祥事に対しては極めて厳しい目線を持っておりますし、自分が欲しい商品・サービスは世界で一番いいものを求める。体力も気力も、恐らくお金も口も大変肥えている、うるさい、そういう人たちがマーケットの主要なプレイヤー

になるわけでございまして、不祥事に対しては甚だ厳しい見方をすると同時に、商品・サービスの期待度はベストなものを求める。

先ほど申し上げました金融検査マニュアルで経営管理からリスク管理、信用リスク、自己査定、システムリスク、いろいろ検証項目がございますが、この中で顧客保護というのがたしか三番目ぐらいにあったと思います。ほかの検証項目は、金融機関と当局でそのときどきの大体のスタンダードを決められると思っておりますが、顧客利便とか顧客保護のスタンダードは、我々当局や皆さんではなくて、お客さんが決めるということになります。そして、そのスタンダードは日に日に高くなっていく。そういう尺度からみて取り残された金融機関は取引から排除される、イエローカード、レッドカードを与えられる、そういう時代になってきているわけでございます。

(5) 社会的適合性

例えばコンプライアンスは、法令遵守と言っておりますけれども、以前は法令なり、監督指針とか検査マニュアルという運用指針に反しているかどうかということを目ととしてやってきました。しかし、これからは、恐らく社会的適合性。適合性原則とよく言いますけれども、社会において公共的な仕事をしている機関が、どれくらい満足度のあるサービスをしてくれるか、あるいはおかしなことをしていないかというような目線で、国民、利用者は見るようになってくると思います。これまでの狭い意味でのコンプライアンスあるいは顧客保護、こういうものが相当程度今後変わってきて、高いレベルを求められてくる。CSRなどというのも一例であります。むしろ通常の日々の取引においてそういうことが強く求められていくだろうというのが、そこに書きました社会

的適合性の話でございます。

(6) 潜在的ニーズ

お客さんの現在あるニーズに corres 応するのは当然であります。入り口から中間的なサービス、また保険であれば出口があります。一貫したベストなサービスがもちろん大事です。しかし、これからは顧客の現実のニーズだけではなくて、潜在的なニーズを掘り起こすとか、潜在的なニーズを刺激するような商品提案力が、金融機関の優劣に大きな影響を与えてくるのではないかと気がいたします。製造業やサービス業でありますと、苦情とかクレームはベリーウエルカムで、まさにそこにビジネスのヒントがある。クレームは「宝の山」だという受けとめ方ですが、金融機関は、とにかくクレームは嫌だということですと来ていると思えます。その辺りの発想も変えま

先ほどの口うるさい、レベルの高い大量の利用者、消費者がふえてまいりますので、やはり苦情とか相談に対する物の受けとめ方を根本的に考え直す必要があるのではないかという気もいたします。

(7) 外資系トップへのお願い（ガバナンス、コンプライアンス、顧客）

私はこれまで二年監督局におります。外資系のグローバルな金融機関のトップの方がよく来られますが、例外なく三点お願いをしております。

コンプライアンス、これは狭義のコンプライアンスをいっております。一度目はそんなにうるさく言いませんけれども、二度目は相当厳しいですし、三度目はありませんよということをよく言います。

第二に、ガバナンスをちゃんと確立してほし

い。これはグローバルなガバナンスと、日本拠点におけるローカルガバナンスとのベストミックスをぜひ日本で追求してください。人事慣行も取引慣行も、お客さんとの関係等々、社内慣行も違うので、日本拠点の特徴を踏まえたローカルガバナンスと全世界のグローバルガバナンスをうまく組み合わせてほしいということを強くお願いしております。例えば日本拠点の責任者に、きちっとした責任と権限を与えてください。それを本部がちゃんとグリップをしてほしい。物事のトラブルなりビジネスはすべて現場にありますので、その現場に近いところの人間に権限と責任をもたせる。また複数の支店、支社があれば、主たる支店のトップが、他の中小支店までちゃんとチェックをしてほしいということ言ってきております。これがガバナンスの話でございます。

最後に、先ほど申し上げました顧客、日本のお

客さんを大事にしてほしい。

この三つをきちっとやっていただけるのであれば、内外無差別で日本における金融活動は保証しますし、支援をします。だめならば出ていってちょうだいよ、そういうお願いを常にいたしているわけです。証券会社あるいはその関連の皆様におかれましては、冒頭申し上げました長期的な信頼関係、時にはお客さんが損をすることもあると思います。しかし、それが納得ずくのものかどうかというのが今後の取引にかかわってきますので、ぜひきめ細かなサービスの提供に汗を流していただきたい。当たり前のごさいますけれども、お願いを申し上げます。

三、金融制度改革

(1) リーマンショックの教訓

そこで、先ほどのリスクの話の関連で、国際的な金融制度がどうなっていくかという話を三番目に書かせていただきました。時間が少なくなってきたので、はしょって話をさせていただきますけれども、資料の一八ページ以降です。二〇〇八年の九月にリーマンショックが起きました。今回の危機から教訓を引き出して再発防止に生かそうということ、ずっと国際的な議論が続いております。

一九ページにございますように、一九八八年に合意をされて一九九三年から開始されましたバーゼルIというのがございます。バーゼルはスイスの小さな田舎町です。このバーゼルI、もともと

は一九八〇年代のアメリカの金融危機が出発点でありました。アメリカだけ基準を厳しくすると競争がゆがむということで、国際基準になったわけでございます。

その下の②のバーゼルⅡ、二〇〇四年に合意をされましたが、一言で申し上げますと、証券化取引を初め、今回の危機の原因にもなりました金融技術の進展に対処するための工夫を盛り込んだというところで、分母にある資産についてリスクの把握を精密にやろうというようなことを行いました。

① 資本の質

二〇ページを御覧いただきますと、そうやってきましたけれども、今回の危機が起こってしまったということ、リーマンショック以降の危機の教訓というのは何だったのか。まず第一は、銀行

の自己資本そのものの役割に関する資本の質の問題でございます。

二〇ページに自己資本比率の計算式がございしますが、従来は、銀行の自己資本は預金者を守るためのものだと考えられておりました。したがって、例えば劣後ローンについて、破綻処理のときに、まず預金者に払い戻して残ったお金があれば、劣後ローンの貸し手に払えばよいということで、預金者保護に役立つという理屈のもとに、会計上は負債でございますけれども、銀行規制上は自己資本としてカウントしてきたわけです。しかし、今回の危機では、破綻後にしか役に立たない資本を銀行が幾ら持っています。市場は評価しないということが実証されたわけでありました。市場は劣後ローンを幾ら持っています、それを差し引いて、普通株等だけで自己資本比率を計算して、それが低い金融機関、例えばシティグループなどに

は、株価が一ドル台に落ちるまでアタックをしたということがあります。

他方、イギリス当局などは、例のロイヤルバンク・オブ・スコットランドやロイズを救済するために、大量の普通株で公的資金を注入いたしました。これをいたしますと、本来損失を引き受けるはずの優先株等の株主とか、劣後ローンの貸し手も結果的に救われちゃった。もともとはそういう劣後や優先株は危機の時に割を食うからということとで、ふだん高い配当とか高金利を受け取ってきたのに、結果として納税者のお金で保護されてしまったということが見えてしまったわけです。

こうした経験から、銀行の自己資本の役割として、やはり納税者よりも先に損を引き受けられるようなものでなければならぬ。損失吸収力がなないとだめだというのが、今回の一つのコンセンサスでございました。そんなことで、バーゼルⅢと

いう今議論しておりますけれども、劣後ローンとか優先株よりも普通株自己資本を重視するというのが一つの方向として確定をしたということになります。

二二ページにございますように、この間の交渉で、国際的に活動する銀行につきましては、二〇一九年までに、普通株資本で七%達成するという合意ができております。段階的に実施をするということでございます。

② 景気増幅

二つ目の教訓は、プロシクリカティーンといっておりますけれども、先ほどの計算式でいいますと、バブルの時期には収益が上がりますので分子が増え、出来上りの分数、B I S比率も上がるために、銀行は自信を持ってどんどん貸し出しを伸ばす。つまり、分母にあります資産をふやしてバ

ブルを過熱させる。逆に、一たんバブルがはじけますと、損失が出て、分子の自己資本が毀損される。自己資本比率を下げたくないものですから、分母をそれに見合つて減らす。これが銀行の貸し渋りになるということで、さらに景気が悪くなつて悪循環になる。こういうB I S規制の景気に与えるマイナスの影響（増幅効果）が指摘をされました。これについては、バーゼルⅢでカウンターストリカル・バッファということで、各国の判断で、先ほどの七%にさらに上乘せをして持つべきだというような議論をしておりますけれども、各国の裁量ということですので、まだこれから議論が続くと思います。

③ 流動性の大切さ

三つ目の教訓は、二三ページにございます流動性の大切さということでございました。リーマン

ショック以前は、先ほどの自己資本比率規制をきちんと満たして、債務超過でないことがはっきりしている銀行については、円滑な資金調達が可能だとみんな信じてきたわけでございます。したがって、バーゼル委員会も、自己資本比率の規制についてはああだ、こうだとさんざん議論してやっておりますが、流動性規制については国際基準を全く設けてこなかったところでございます。

ところが、これも化けの皮がはがれたわけでございます。銀行の資金繰りの問題が危機の急激な悪化の引き金になった。例えばベアー・スターンズとか、リーマン・ブラザーズ、こうしたところは、市場で短期の資金を調達して、資産サイドで複雑な金融商品に投資をしていた。資金調達が苦しくなりますと、保有している複雑な商品の投げ売り、資産サイドの投げ売りが始まりまして、結

果、その商品の担保価値が落ちて、一層資金繰りが苦しくなつて、さらに資産を投げ売りする。ついにほそういう商品、資産の売りさばき自体が不可能になるということで、加速度的に危機が悪化をした。ノーザン・ロックなど、イギリスの銀行などは、日本では絶えて見ない取りつけ騒ぎまで起こつたということでございます。

そのため、欧米では、政府が銀行の負債サイド全部を保証する。日本では一度もこれをやっておりません。負債の全額保護、保証をするというようなことまでせざるを得なかつたということでございます。こうした教訓から、バーゼルⅢでは、資本の規制と並んで、そこにございますような流動性についても最低基準を設けようという議論になりました。上の式はあれこれ書いてありますけれども、一言で申し上げますと、急激な危機が起こつても、一カ月間は流動性をもつ。下の式は、

ゆつくりと緩慢な危機がずっと一年間続いてても資金繰りがもつ。そういう基準でございます。これはこれで結構ですし、日本の場合には、大量の国債を保有しておりますから、この流動性規制をクリアするのに特に問題はございませんが、やや荒っぽい規制ですので、さらに議論を続ける必要があると思っております。

(2) 重要な金融機関への対応

その後の議論ということで、今一番大きな問題になっておりますのが、二ページ(2)にございますシステム上重要な金融機関への対応の問題でございます。システミカリー・インポータント・フィナンシャル・インスティテューションズ。頭文字を取つてSIFIsと言っております。今回の危機でベアー・スターンズ等々が救済をされた一方で、リーマン・ブラザーズが救済されずに破綻

し、世界経済が大混乱に陥りました。これを見た世の中の人は大きい先は潰すなよ。潰すとんでもないことが起こる。いわゆる「Too big to fail」の問題が存在することが実証されてしまったわけです。

① Too big to fail

この問題は、銀行の経営者が、自分の銀行は大きいから、いざとなったら当局が救ってくれると考えると、モラルハザードが生じて、リスクテイクに対して慎重でなくなる。過度に積極的になる。一方、マーケットの方からしますと、あの銀行は大きいので、いざとなったら当局が救うだろう。そういうふうに考えますと、その銀行が実は財務内容が悪くても、小さい銀行よりも有利な金利で資金を調達できて、競争上有利になる。経営が悪い場合でも、さらに成長しかねないという問

題でござります。要は、Too big to fail（大き過ぎて潰せない）の問題でござります。この教訓を正面から生かすとすれば、そういう大きなところも破綻させろということで、円滑な破綻処理制度をどのように構築するかという議論をしております。しかし、世界的に見て巨大な商業銀行や投資銀行の中には、子会社が二〇〇〇以上もあったり、一〇〇以上の国で活動していたりするところもございまして、そう簡単に破綻処理が現実でできるといってもございませぬ。

日本の場合には、預金保険法一〇二条の三号措置、国有銀行方式というのがございますから、対応できますけれども、こういう法制を持っているのは日本しかありません。本当に巨大金融機関を円滑に破綻処理するというのはかなり難しいと思います。しかし、一方で、納税者の怒りももう極限に来ているわけで、この間、どうい受けてめ

方をされてきたかといいますと、Too big to fail というのは、銀行の経営者がギャンブル的なリスクテイクに走って、読みが当たれば大儲けをして、巨額の報酬を得るではないか、読みが外れて大損しても、納税者に尻ぬぐいしてもらえないじゃないか。例えば、ギャンブルをやつて、コインの表が出たら銀行の勝ち、裏が出たら普通なら納税者の勝ちなんですけれども、裏が出た場合でも納税者の負け。どっちが出ても銀行が勝ち。これが欧米の納税者の怒りの本質だと思います。しかし、現実には先程申し上げましたように、円滑な破綻処理もなかなか難しい。

② H・H (氷見野・早崎) モデル

しからば、そういう巨大な金融機関については、潰れないように自己資本をたくさん積みませればいいじゃないかというような議論やプレッ

シャーなりが大きく出てきているわけであります。今この議論をバーゼル等々でやっておりませんが、金融庁には、五八年入省で氷見野という参事官がおります。また、日銀から早崎という参事官が去年から来ておりました、この二人、氷見野と早崎が考えたモデル、私は勝手に、H・Hモデルと言っておるのですが、バーゼル委員会に提起しました。G-SIFIs (Global-SIFIs) を特定する判定基準です。欧米は専ら規模だけで測ろう。そうしますと、日本の商業銀行などは、とっているリスクは大きくないのに網がかかって、追加自己資本、サーチャージをどんと積みされる。問題を起こしたのは国際的な取引を手広くやったり、複雑な取引をしたり、ハイリスク業務に向いたり、やすい様々なインセンティブがあつたがゆえに、危機に陥つたというのが、今回のリーマン・ショックの反省ですので、そうした要因を反応す

るような複数の尺度を入れて選定基準をつくるべきだというのが、彼ら二人の提案で、議論の末、この点に関しては、日本基準が採用されました。私は画期的なことだと思っております。バーゼル委員会では日本の基準が標準的なモデルとして採用された。

あと、残っております論点は、G-SIFIsに何社ぐらい入れるのかというのと、最高のサーチャージ、ベースは七%ですので、それにプラス二〜四%とかいっておりますが、これをどうするかというのと、段階制でどれぐらいのバケット数にするかといったあたりでございますが、大体先は見えたのかなと思っております。この間、私ども日本がずっと一貫して主張してきましたことは、自己資本比率を高めれば全部が解決するということではないでしょう。総合的な対応が必要だ。また、バランスのとれた規制でなければなら

ない。そして、世界の経済情勢がこういう状況の中で、規制がもたらす景気への影響に十分なる配慮が不可欠であるということを、日本銀行や財務省と共闘しながらずっと言い続けてきておりまして、日本の主張がかなりの程度理解をされてきているのかなという気がいたします。

しかし、人間がやる以上、必ず危機は起こるわけでございます。最も重要なことは、金融機関がちゃんとやっていたことが大前提ですけれども、私ども当局の「監督力」のレベルを上げていくことだと思っております。そのためには、まだまだ課題が多いなという気がいたしております。

(3) 欧州情勢

レジュメでは「欧州情勢」と書いたのですけれども、まさに今日ただ今ホットな議論が行われて

おりますので、機微にわたるコメントは差し控えさせていただきたいと思います。先程お昼のNHKニュースで、仏のラガルドさんがIMFの専務理事に当確ということと、EUの財務相会合で、当面の追加支援については一応の合意が得られたという報道がございました。しかし、ご案内のように、ギリシヤはポルトガルやアイルランドと違って与党が強いのですけれども、最近、公務員の給与を凍結するとか、付加価値税を、一三%を二三%まで上げるとか、およそ日本なら暴動でも起きかねないような、非常に厳しい財政緊縮政策をやって、国内政治的に混乱が続いております。二一日には議会でパバンドレウ首相の信任を問う投票が行われるとの報道もあります。信任されればいいのですけれども、万が一信任されない場合にはどういう政治的なプロセスに入っていくのか。

また、ギリシヤは今年度、国債によるファイナンスは予定されていないのですが、来年度以降は自力で長期債を発行することになっております。しかし、今のギリシヤ国債の格付からして、そういうことが可能なかという心配もございまして、当面の対応はそれとして、最終的な負担をだれが負うのかというせめぎ合いも、今まさに始まっているわけでありまして。ギリシヤの国民が財政という形で負担を負うのか、あるいはEUという政府が負っていくのか、あるいは民間銀行界が負うのか。そこにはECBという中銀も入るわけで、この辺りの最終的な負担調整がこれからの大きな問題だと思います。そう簡単に決着をすめる話ではないと思っております。十分な注意を払って見ていく必要があると思えます。

四、東日本大震災

(1) 大臣・総裁要請（三月一日）

東日本大震災について少し触れさせていただきます。震災が起きました日直ちに、大臣と白川総裁の連名で、四六ページに事細かに書いてあるような、諸々の要請をいたしました。通帳がなくても預金を払い戻してください。手形を当面不渡り処分にならないでください。条件変更の申し込みについてはできる限り応じてください。また、保険会社につきましては、可能な限り支払いを早くしてほしい。あるいは保険証書がなくても払ってくださいということ等々。

このうち、生命保険については、既に八〇〇億円ぐらい支払われております。最終的には二千億円程度の支払いが見込まれます。損保について

は、地震保険で一兆円弱まで支払いが進んでおります。地震保険については、共同査定、各社が共同で査定をする。あるいは航空機から撮影した写真で判定をする。原発の周辺は入れませんので、住民が一時帰ったときに自宅を見ていただいて、自己申告でお払いますということで、これまでにないような思い切った対応をとってきていただいております。

(2) 救急・救命（応急対応）

レジュメに「救急・救命」と書きましたが、実はこういう金融関連の取り組みだけではなく、震災が起こった直後から、払戻しなどの為の現金が足りないということで、現金輸送の車を手配する。ところが、道が壊れたり渋滞しているので普通の車両は通れない。それで緊急車両の証明書を、各県警本部に頼んで発行してもらおう。すると

今度は車のガソリンがないというわけで、これの調達ルートを調べて金融機関に連絡するとか。同時に東電や東北電力の供給量が落ちたので、急遽計画停電が実施されることになった。そこで、関東や東北の金融機関、保険会社等について、支店を含めて、自家発電設備がどれぐらいあるのか。燃料がどれぐらいもつのか。自動的に切りかわるのか手作業か、を一晩で全部伺いました。そういうことでガソリンや重油や軽油がいかに大事かということを思い知りました。

また、システムセンターというのもふだんは余り気にしなかったのですけれども、これが停電でとまると、とんでもないことになる。日本の決済がとまるとい話です。このシステムセンターが実は結構密集しています。千葉の某所と東京の多摩とか、そういう一定のところに集中している決済システムを守るために、計画停電の区域から除

外するよう、経産省や電力会社と毎夜交渉を続けました。一連の緊急時対応は試行錯誤でしたので、事前の準備の必要性ということについて、非常に深く考えさせられたわけでございます。

それから三月末には、四五と四七ページにありますが、期末対策ということで、被災地における貸出金の資産査定を緩和いたしましたし、一言で言えば、把握できるものだけでいい、自己査定で結構ですよということにしたり、書類の提出や株主総会の延長というようなことを措置しました。

応急対応で最後に残った大きな問題が行方不明者の方への対応でした。八〇〇〇名を超える行方不明者の方がおられますが、現在の民法では最短で一年の危難失踪しかございません。このような悲惨な状況の中で、一年も放っておくわけにいきませんので、法務省に日参をいたしました。戸籍

法八六条三項というのがございます。これは行方不明者のご家族が市町村長に死亡届を出して、それが受理されれば死亡が確定し、相続が始まるという制度です。これまではほとんど使われておりませんが、これをひもときまして、八〇〇〇人の方、ご家族もなかなか心の整理がつかないと思いますけれども、お盆ぐらいになれば、こういった方々から、今後の生活のためにというようなことで、保険金の請求なり預金の払い戻しなり、民間同士の取引の決済という形で出てくると思います。

(3) 復興・再建へ

「救急・救命」、いわゆる応急手当のフェーズから、「復興・再建」へのフェーズに入ってきておりまして、これがちょうど重なっているというのが今の状況だと思われれます。金融庁でやっており

ますのは、一つは金融機能強化法、資本参加の法律改正がございます。これを東北の被災地につきましては要件を緩和して、経営責任を問いません、いろいろな経営上の具体的な数値目標も求めません。特に信用金庫や信用組合等の協同組織につきましては、事後的に債務超過であっても、預金保険機構のお金を使うことにより、公的資金の返済を求めませんというようなセーフティネットを張って、被災地の借り手に対する金融機能の維持を図り、預金に対する万全の信頼を確保したいと考えております。ちょうど今、参議院の本会議で採決が行われているところでございます。

二重債務問題も大変大きな問題でございます。

これは既存の債務をできるだけ軽減し、新規の債務を負う人についてはそちらも軽減する。あるいは新規の債務を負わないで済ませるような諸施策を講じる。そのようなパッケージの対策を検討し

ております。資料の一番最後四九ページにつけて
 おりますけれども、有力な施策としては、既存債
 務について、元本は今延ばしておりますので、利
 子の補給をどこまでするかというのが大きな論点
 でございます。

また、住宅ローンでも個人事業者でもそうなん
 ですけれども、既存の債務について、私的整理の
 ガイドラインをつくって、国と債権者と債務者で
 痛みを分かち合いながら債務免除のルールをつ
 くっていくということも一つのポイントでござい
 ます。さらには、特に再生可能な企業の場合には
 スピードが大事ですので、ファンドとか買取機構
 とかいろいろ言っておりますけれども、買い取り
 スキームをどこまでつくるかというのが今後の課
 題になってくると思います。

五、補論（「私見」）

(1) 国際ネットワーク型機能分業体制

最後に「補論（私見）」のところを少しお話し
 いたします。今度の震災後の復興政策について、
 今、復興会議等で議論がなされておりますけれど
 も、上野駅から出発して「終着駅」は青森とい
 うイメージが、まだ我々には強いわけでございま
 す。壊れたところを直すのは当然ですけれども、
 個人的には、もう少し、一〇年、二〇年あるいは
 三〇年先のことを考えたら、あの辺りは別の見方
 ができるのではないかという話を最後にさせてい
 ただきたいと思えます。

まず、我が国の企業、特に製造業の海外生産比
 率は二〇%近くになっております。「参考資料」
 一三ページの図表14にあるように、一番高い輸送

機械で三七・八%、次いで電気機械、化学となつております。この結果、例えばアジアの現地法人の日本向けの販売比率、つまり対日本輸出比率が、二二・一%であるのに対して、現地での販売比率は半分を超える五一・九%まで高まっております。このように、我が国の企業の海外、特にアジアへの展開目的が、従来の生産拠点から、アジアの経済成長を背景とした生産・販売としての活力拠点へと転換をしてきているわけでございます。

一方で、これらの海外拠点は、国内拠点と適切に機能分業を図ることが必要であります。例えば、図表15の薄型テレビの事例では、日本国内と中国とASEAN等に拠点がありますが、日本国内のパネル一極生産を中核とした国内外拠点間のネットワーク型機能分業が図られております。さらに別の事例では、国内拠点が全く関与しない海

外拠点間のみの製造・販売のネットワーク型機能分業も図られている。今後の我が国を考えたとき、国内外の拠点を、生産から販売の機能も有する活力拠点へと転換を図るとともに、この国内外拠点による国際ネットワーク型機能分業体制の構築が第一の課題と言えます。

この製品創造プロセスは、企画・開発・部品生産・組立・販売の五つのプロセスから成り立っています。グローバル化の現在、このプロセス内に世界の無数の企業、工業団地はいやおうなく組み入れられる。そしてこのプロセスは流通大動脈となつて、アジア、米国、欧州の三地域を繋いでおります。したがって、日本国内であればそうした拠点をどこにつくるのかというのが問題になります。

(2) アジア圏での経済連携動向への的確な対応

次に、図表13を御覧下さい。近年、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）等の形態による貿易の自由化が進展しております。この貿易の自由化動向の影響を把握するために、いわゆる国際貿易分析モデルによる結果を持つてまいりました。これは現在進行しておりますFTAとかEPAが、すべての関税率がゼロ%として実施された場合の輸出入額の増減率の結果が示されております。インドが二〇%と大きく突出し、貿易自由化によって輸出入額が一番増える。次がベトナム、タイで一四%。我が国も一〇%増えることになっておりまして、特に、アジアの国・地域が上位を占めていることが明らかです。我が国の二つ目の課題は、特にアジア圏域で進展をしております関税削減を超えた経済連携動向に的確に対応していくということではないかと思えます。

(3) 世界物流大動脈

そこで、先ほどの資料の一番最後の世界地図を広げてみていただきたいと思えます。お帰りになつてから線を引いていただきたいのですけれども、東アジアと欧米の物流のルートがどこを通っているかということがあります。赤道、緯度ゼロのところにはシンガポールがございます。それから北緯一〇度のところにベトナムのホーチミン、そして二〇度のところに香港、三〇度に上海、四〇度はないのです。地球は丸いものですから、シンガポールから北米ロサンゼルスまで直線、つまり、最短航路はどこを通っているかというところ、今申し上げた国際都市を経て、その先は津軽海峡を通っております。

これをもう少し厳密に書いたのが七ページの図表3であります。それぞれ中国北部（浙江省以北）から、PNW（パシフィック・ノース・ウエ

スト、北米大陸北部)、それから、中国北部から P S W (北米大陸南部) まで、さらに中国南部から P N W なり P S W まで、どこが距離的に一番近いかと言いますと、程度の差はありますけれども、いずれも津軽海峡を抜けていくのが一番近いことが示されております。

しかし、九ページの図表6を御覧いただきますと、日本の対中・対韓輸出をコンテナ数で見ますと、八四・五%は太平洋側から出ておりますし、輸入も八三・六%が太平洋側に来ております。一方で右のグラフを御覧いただきますと、韓国、台湾、中国・香港、こういう東アジアの国の海上物流がどうなっているか。東アジアから北米行きを東航といっております。逆に北米からアジアに来るのを西航といっておりますが、調査の結果、「日本抜き」というもの、これは日本の港に全然立ち寄っていないというのが東航で四一・九%、西

航で四一・二%あります。

この日本に寄らない「日本抜き」のうち、日本海を通って行き来しているのが、東航では全コンテナ数の三三・七%、西航で二四・九%に上ります。つまり、我が日本国はほとんど使っていませんが、東アジアの国々は、日本海と津軽海峡を現状、主要航路として通ってきている。つまり、韓国、中国、台湾にとって、日本海というのは物流の大動脈だということでもあります。このシーレーンを防御するのが中国海軍の最大のミッションなので、パフォーマンスも含め、存在を誇示せざるを得ないということだと思います。

いずれにしましても、先程申し述べた、「アジア圏域を中心とした国際ネットワーク型機能分業体制構築」と「経済連携進展への対応」を進めるためには、先ずこのアジア・北米最短航路の存在を認識することが重要であります。

世界全体の物流の九割は海上輸送です。一〇ページを御覧いただきますと、下のほうが二〇〇〇年のコンテナ輸送の総物流量です。E A（東アジア）域内で二一五三万TEU。TEUというのは、二〇フィートのコンテナで換算した個数です。それが二〇〇六年には三九四五万と倍になっています。次いでE A（東アジア）とN A（北米）との間では、一二二二万から二二二〇万TEUに。それからE A（東アジア）とEU（ヨーロッパ）の間でみると、一〇八四万から二三一二万TEUと同じように倍増していることが分かります。東アジアの物流拠点から、アメリカとヨーロッパを行き来するコンテナ船が僅か六年でこれだけ増えている。その背景としては、世界的なコンテナ数の隻数増大（図表9）、船型大型化（図表10）、寄港数増大、コンテナ船の高速化が挙げられます。

(4) 北極海航路

八ページの地図（図表4）を御覧下さい。北極海の話の少しいたします。北極海は現在温暖化が進んでおつて、年に七万平方キロ以上の規模で氷が解けております。つい最近、図表5にありますように、ベーリング海峡から北極海を抜け、グリーンランドの西を通る「北西航路」が開通しました。また、「北東航路」というのは、ベーリング海峡から北極海、そしてロシアの湾岸のバルチック海を通つて、オランダのロッテルダムに行くルートです。ここはメキシコ暖流が通つていまして凍らない。ここをロシアの船団が二〇〇隻も三〇〇隻も通つているわけでありまして。この北極海を通りますと、上のほうの図表4で見てくださいますと、東京からアメリカ東海岸まで、現在のパナマ運河経由だと、一万nm（＝海里。一海里＝一八五二m。一万八五〇〇km）が七〇〇〇海里

(一万三〇〇〇km)と三〇%短縮されます。また、東京からヨーロッパですと、七〇〇〇海里(一万三〇〇〇km)です。これが喜望峰を回りますと、一万五〇〇〇海里(二万七八〇〇km)ですし、スエズ運河経由でも一万三五〇〇海里(二万五〇〇〇km)と、約半分になる。船の燃料というのは速度の三乗に比例するらしいので、距離が縮まれば燃料費が大幅に安くなる。多分燃費は半分ぐらいになるのではないかと試算もございます。

また、北極海は資源の海でもあります。金・銀・鉄・亜鉛・スズ・ニッケル・ダイヤモンドなどの鉱物資源や、石油・天然ガスなど未だ手つかずの状態にある未確認資源量の三分の一〜四分の一相当量が眠っているとも言われております。こうした面でも、この海域が非常に大きな意味を持つてくるだろうという気がいたします。

しかし、今この東アジアで何が起こっている

か。図表11の世界地域別コンテナ物量の取扱量を見ると、北東アジアとアセアンで約五割、これに北米を加えると七割を占めている。一方で、図表12にありますように、世界のコンテナ港のランキングでは、かつて日本の港が上位を占めていたのが、今や日本の港は上位八位の一つもございませぬ。中国五、韓国一、あとはオランダとドバイです。各国は今競って巨大港湾をつくっております。今現在アジアのコンテナ輸送のハブ港湾は韓国釜山ですが、中国は上海長江の河口にあります舟山列島に羊山港という超巨大ハブ港湾をつくっております。遠からず釜山から、東アジアのハブ港湾の機能は上海に移っていくだろうと思います。そうしますと、アジア各国からあらゆる部品を小さなコンテナで上海に運んで、そこで組み立てて、大型コンテナ船を仕立てて、先ほど申し上げました最短航路、ルートA(アジア・アメリカ

カ)と呼ぶ人もおりますけれども、これを通して北米に行く。あるいは将来、北極海を通じてヨーロッパに行くということが現実になるわけであります。

(5) 東北・北海道はアジアと欧米のポータル

サイト

その上で申し上げたいのは、東北（津軽海峡）北海道というのは、欧米とアジアをつなぐポータルサイトだということです。物流とエネルギーの大動脈上の、文字通り最先端基地になりうる潜在的可能性を秘めた戦略地域だということです。最後に「参考」として書いておきましたけれども、北緯三五度には釜山、阪神、京浜港があります。しかし、専門家の間では、一〇度毎というのは港の立地条件として良いが、五度単位だと積み替えもあって非効率だと。実は津軽海峡周辺はまさに

北緯四〇度にあります。世界の物流とエネルギーの流れ、こういったものの東アジアにおける玄関という見方ができないものだろうか。室蘭、青森港をはじめ東北・北海道周辺には深い港が数多くあります（図表16）。しかし、日本海、北海道（津軽海峡）東北を、東アジアの中国、韓国、台湾の大輸送船団が我が国に寄港することなく毎日通っていきます。こうした地域に玄関を作らないと、お客は立ち寄らず、挨拶もせずに素通りしていく、こういうことをどう考えるかということでございます。

(6) 新たな国土軸

日本の太平洋側の鉄道・道路・港湾・空港・工業団地の中核は一九六〇年代、七〇年代を中心にして作られ、老朽化・陳腐化が問題となっており、専ら太平洋側に集中するとされている海溝型

大地震がもたらす大津波の災害対策（図表19）

や、社会資本の更新・再配置を考えれば、世界的物流の大動脈となりつつある日本海側への社会資本の分散は、国土政策として重要な意味をもつと考ええます。急成長する東アジア、日本海航路に合わせた流通（貿易）・製造（工業団地）の新しいシステム（国土軸）を創造していくことを真剣に考える必要があるのではないか。

そして、日本各地から、我が国の強みである基幹部品や最先端材料等をこの北緯四〇度の工業団地やハイテクパークに貨物列車で運ぶ。今、東海道をリニアモーターでと言っておりませうけれども、やはり全国的な高速貨物網の方が重要だと思えます。中国あるいはロシアは今これを国内で進めようとしている。夢みたいなことを言うなど叱られるかもしれませんが、例えばそういうものを時速二百キロの貨物新幹線という形で、九州から

本州を縦断して東北へ、あるいは北海道まで、さらにその先まで。宗谷海峡というのは、津軽海峡よりも狭いですし、サハリンからユーラシア大陸東岸まで間宮海峡は僅か七キロしかありません（図表16）。そこには、ヨーロッパのサンクトペテルスブルクから繋がっている、シベリア鉄道が来ています。バイカル湖の北を通って、タイシエツトからワニノというサハリンのすぐ西まで来ております（図表17）。図表18を見ていただきますと、シベリア鉄道はウラジオストクまで二六日かかりますが、南回りで海上を行きますと、四五日もかかる。そういう意味で、日本の高速貨物網が、遠い将来かもしれないけれども、九州から東北・北海道を経てサハリン、そしてユーラシア大陸を通ってヨーロッパに陸路で繋がる。石油や天然ガスのパイプラインがそれに併設されれば、投資効率は倍にもなる。海路では、さっきの北極海があ

る。

そんなことをつらつら考えておりますと、被災地東北は、決して「終着駅」ではないし、人口動態からみて過疎化は不可避とするのではなくて、むしろ、日本の我々子どもたちの将来にとって、地政学的にも経済的にも重要な戦略拠点になるポテンシャルリテーターを持つていてではないか、ひよつとすると、千年に一度の飛躍のチャンスが巡ってきたのではないかということ震災以降考えているわけでございます。

時間超過で申しわけございません。終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

高橋理事長 畑中局長、どうもありがとうございます。
ました。

リスクの話あるいは長寿企業の話等、証券界にとっても大変参考になるお話があったと思います

し、また国際的な規制の動き等、最近のお話も聞かせていただきました。最後に国際物流の流れに関する補論のところでは、大変雄大で興味深い、また夢の大きいお話を伺うことができたと思います。大変ありがとうございました。

それでは、実は時間が来ておりますが、ご質問をお受けしたいと思えます。ご質問、ご意見のあるの方、お手をお挙げいただければ、マイクをお持ちいたします。いかがでしょうか。

さつき長寿企業の関連で、証券業者に対する長寿企業の秘訣のようなお話があったのですが、今非常に苦しいブローカー、あるいはディーリングで営業している証券会社にとって厳しい時期が続いているかと思いますが、何か証券界に対するアドバイスみたいなものがあれば、さつきの点に加えて、ご感想でもいいのですけれども、教えてください。ただけないでしょうか。

畑中 今日には本当にありがとうございます。

日本の金融業というのは、預金取扱金融機関につきましても、もう申すまでもなく預貸率が下がって、国債しか運用できない、あるいは貸付けでも、貸出し金利が低いということが一番大きな問題でありますし、証券業については、この世界の経済がなかなか上向かない。それと地場産業、こういうものが上場等もなかなか期待できない。さらには、大きいところと小さいところの体力格差というようなこと、いろいろ問題、苦しさがあると承知しております。

しかし、先ほど申し上げましたように、やはりお客さんとの関係を大事にさせていただくということに尽きるだろうと私は思います。銀行で今リリースョンシップ・バンキングとっております。これは単に地域が一緒だから仲よくやりましょうということではなくて、これまでほとんど

お客さんの企業に対して、その付加価値を高めるようなクリエイティブな商品・サービスなり、コンサルティングをしてこなかった。したがって、金利競争に明け暮れていた。その反省に立った取り組みでありまして、お客さんの抱えている問題を、置かれているライフステージごとにきちっと把握をして、最適なソリューションを提供してください。それをいろいろな方面と協力をして実行しましょうというような試みを今年から始めました。

それによって、相手企業の付加価値を高め、そのリターンで預取金融機関も収益を上げていこうという、極めて地道な取り組みですけれども、大変大事なビジネスモデルだと思っています。証券界もお客さんという点では全く同じでございます。お客さんがそれぞれの抱えている期待なり、資産の状況、あるいはどれぐらいリスクをとれる

のかということも区々だと思えますが、そうした

ございました。(拍手)

ことを踏まえながらきめ細かなサービスを、ぜひ営業現場で全員の方がやっていたきたいということと、もう一つは、アジアの話を今日は盛んに申し上げましたけれども、発展するアジアと連携をしていくという意味で、日本の企業の海外進出について、証券界もぜひビジネスチャンスをみずから獲得するんだという気持ちで、こっちはチャレンジな気持ちで、大手も中堅も中小も進出をしていただき、また進出しようとする企業をサポートしていただければと思っております。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、時間も過ぎておりますので、この辺で閉会にしたいと思います。

畑中局長、今日は大変有意義な話をありがとうございます

(はたなか りゆうたろう・金融庁監督局長)

(本稿は、平成二三年六月二十日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

金融行政の諸課題

畑 中 龍太郎 氏

略 歴

- 昭和51.4 大蔵省入省（理財局資金第一課）
- 59.7 大蔵省銀行局総務課課長補佐
- 平成5.4 石川県総務部長
- 14.8 大蔵省大臣官房文書課長
- 16.7 〃 近畿財務局長
- 17.8 金融庁総務企画局審議官（企画担当）
- 19.7 〃 検査局長
- 21.7 〃 監督局長 【現職】

1. 金融行政とベターレギュレーション

金融システム安定、利用者保護、公正・透明な市場

ベターレギュレーション 現場に神宿る 一挙手一投足

検査マニュアル5原則（重要なリスク、改善の方向性、動的検証、明確性、納得感）

監督方針（リスク感応度、利用者の立場、将来見据える、役に立つ）

リスクとは？ 米ミネソタ州の事故 青い空が曇る？ Gリスク・マトリックスと現下のリスク

2. 顧客保護と顧客利便

長期的信頼関係 老舗の秘訣

為替デリバティブ 仕組債 投信 etc.

顧客目線の高まり 不祥事と期待度 誰が決める？ 社会的適合性
潜在的ニーズ クレームは宝物 外資系トップへのお願い（ガバナンス、コンプラ、顧客）

3. 金融規制改革

リーマンショックの教訓 資本の質 景気増幅 流動性 etc.

G-SIFI's Too big to fail 破綻処理制度 納税者の怒り

H・H モデル

バランスのとれた規制 総合的対応 景気への影響 “監督力” その他の課題

（参考）欧州情勢

4. 東日本大震災

大臣・総裁要請（3/11） 預金払戻し 手形 条件変更 保険金支払い（生保、地震） etc.

救急・救命～ 現金輸送 緊急車両 ガソリン 計画停電 重油 第一次補正 円滑化法延長 3月末対策 行方不明者

復興・再建へ～ 金融機能強化法 二重債務問題（総合性、多様性、スピード）

（参考）電力供給と節電対策 多年性 集中リスク BCP見直し

5. 補論（私見）

国際ネットワーク型機能分業体制（企画・開発・部品製造・組立・販売）

経済連携動向への的確な対応

世界物流大動脈（Route A 戦略） アジア・北米最短ルート 日本海・津軽海峡 釜山と上海羊山港 大型コンテナ船

北極海航路 温暖化と北極海 アジア・欧州（米東海岸）航路 天然資源 政治の海

東北・北海道はアジアと欧米のポータルサイト（物流・エネルギー）

新たな国土軸 工場団地・港湾・鉄道・インフラの陳腐化・更新 防災拠点（海溝型地震） 貨物新幹線 シベリア鉄道 海路と陸路の争い

（参考）シンガポール0度、ホーチミン10度、香港20度、上海30度、東北・津軽海峡40度／釜山・阪神・京浜35度



資料 金融行政の諸問題(抜粋)

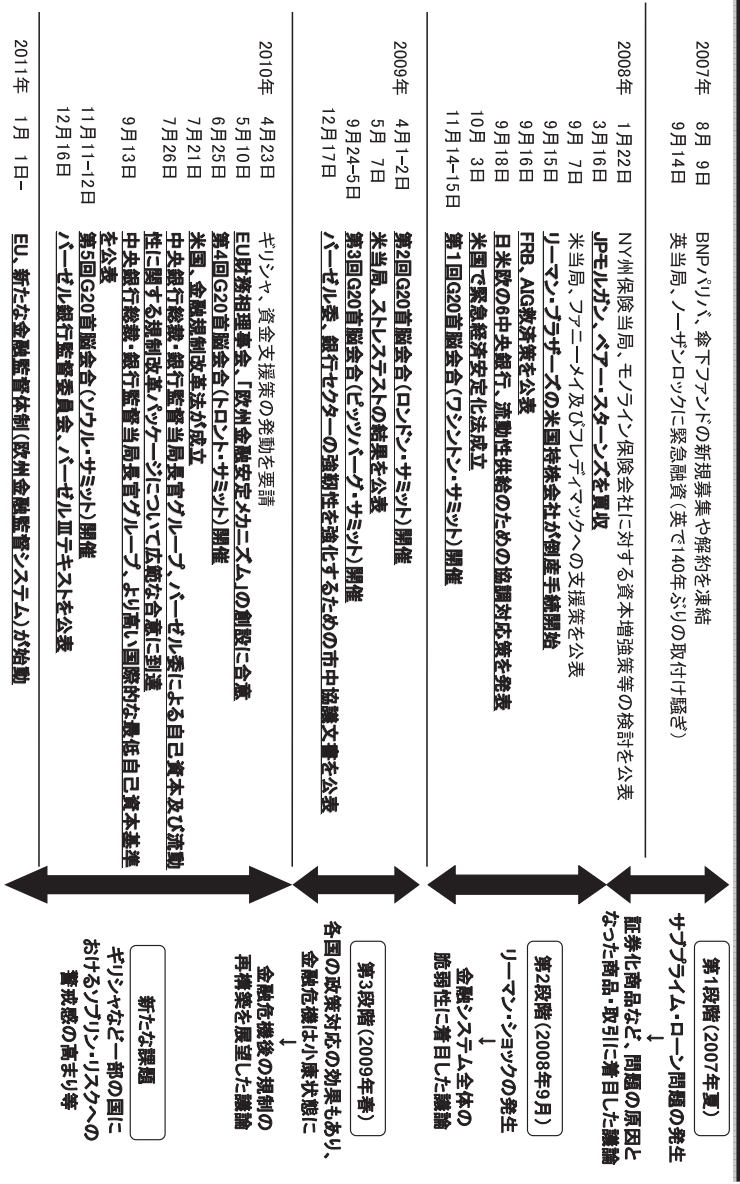
金融庁



＜本日のテーマ＞

- 我が国の金融を巡る主な出来事 …………… 2
- 世界・日本経済の動向と日本金融機関の課題 …… 5
- 中小企業金融円滑化の施策 …………… 9
- 金融規制改革について …………… 18
- 貸金業関係 …………… 24
- 預金保険制度 …………… 25
- 住專問題 …………… 27
- 郵政改革について …………… 30
- 利用者保護上の問題 …………… 32
- ベター・レギュレーションの取組み …………… 37
- 東日本大震災について …………… 40
(被災3県の金融機関の概要、金融庁の対応等)

世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移



国際基準行の自己資本比率規制の推移

①バーゼルⅠ(1993年3月末～)

自己資本(Tier1+Tier2-控除項目)	≧	8%
信用リスク+市場リスク		

②バーゼルⅡ(2007年3月末～)

自己資本(Tier1+Tier2-控除項目)	≧	8%
信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク		

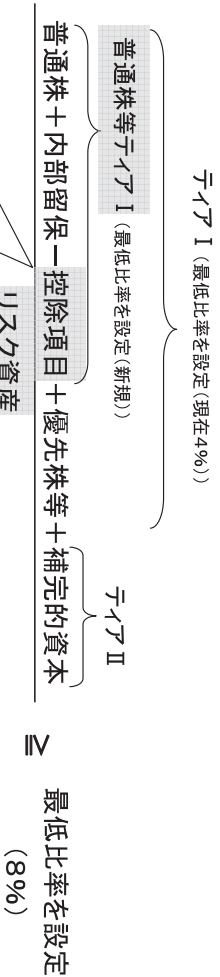
- 普通株式等の最低比率 ≧ 2%
- Tier1の最低比率 ≧ 4%
- 総自己資本比率 ≧ 8%

③バーゼルⅢ(2013年から2019年まで段階的に実施)

自己資本(控除項目の適用後のTier1+Tier2)	≧	8%
信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク		

- 普通株等Tier1の最低比率 ≧ 4.5%
- Tier1の最低比率 ≧ 6%
- 総自己資本比率 ≧ 8%

「バーゼルⅢ」における自己資本比率規制の見直し



国際的な金融規制改革に係る主な論点

- (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制(バーゼルⅢ)
- (2) システム上重要な金融機関(金融システムに与えるリスクに応じ、規制・監督を更に強化)
- (3) ヘッジファンド・店頭デリバティブ市場・格付会社の規制・監督(登録制の導入、清算機関の利用等)
- (4) 会計基準の収れん
- (5) 報酬慣行の改革
- (6) 国際基準の遵守に非協力的な国・地域への対応
- (7) 金融安定理事会(FSB)のガバナンス等の強化
- (8) その他ソウル・サミットで合意された今後の検討事項
 - マクロ健全性政策の枠組み
 - 新興市場・途上国に関連する規制改革上の課題
 - シヤドールバンクング(銀行業務の外で金融仲介を行う主体等)
 - 商品デリバティブ市場
 - 市場の健全性及び効率性
 - 消費者保護

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制の強化(バーゼルⅢ)

1. 自己資本比率規制の強化

質の強化: 控除項目の見直し(繰延税金資産、無形資産等)

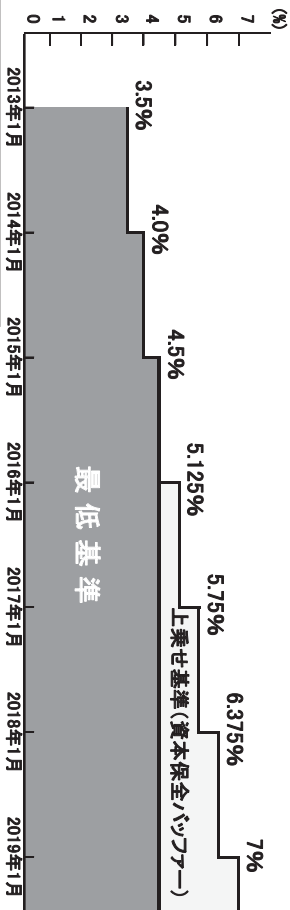
量の強化: 最低比率の見直し、取崩し可能なバウチャーの積み上げ

⇒2010年7月の中銀総裁・監督当局長官グループ会合の結果

質の強化につき当初提案を修正。繰延税金資産やソフトウエアなどの取り扱いの変更等の結果、わが国主要行に、0.5%~1%程度の比率の引上げ効果。

⇒2010年9月の中銀総裁・監督当局長官グループ会合の結果

邦銀にとっても経営努力の範囲内で達成可能な水準と経過期間の組み合わせに合意



2. レバレッジ規制の導入(対総資産比率)

自己資本比率規制の補完として導入の方向

3. 流動性規制の導入

ストレス時にも耐えるよう十分な流動性資産の保有の義務付け等

流動性規制の導入

■ **流動性カバレッジ比率**：短期間(30日間)の流動性に着目。

⇒ ストレス時の預金流出への対応力を強化すべく、十分な流動性資産(適格流動資産)の保有を求めらる。

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる流動性}} \geq 100\%$$

■ **安定調達比率**：長期の流動性に着目。

⇒ 流動性を生むことが期待できない資産(所要安定調達額)に対し、長期・安定的な負債・資本(安定調達額)のより多くの保有を求めらる。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金等)}}{\text{所要安定調達額(資産} \times \text{資金調達ニーズコアシフト掛目)}} > 100\%$$

※ 2011年に開始する観察期間において必要に応じ見直し、流動性カバレッジ比率は2015年から実施、安定調達比率は2018年から実施。

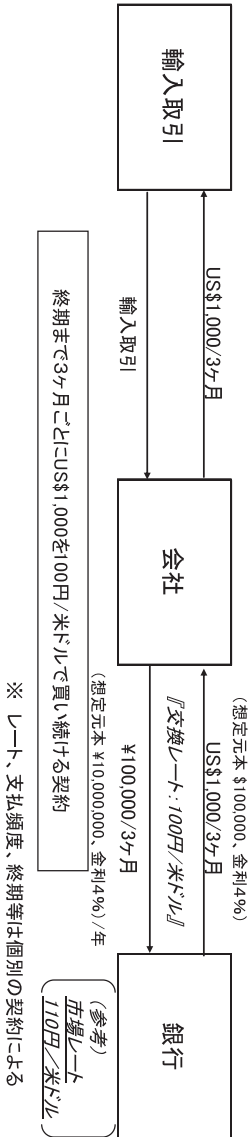
通貨デリバティブ問題①

通貨デリバティブ取引の例(クーポンスワップ取引)

1. クーポンスワップ取引とは

将来の一定期間にわたって異なる通貨間の元本及び金利(キャッシュ・フロー)を交換する取引を通貨スワップ取引と呼ぶが、このうち元本の交換を行わず、金利のみの交換を行う取引をクーポンスワップ取引と呼ぶ。

2. 具体例

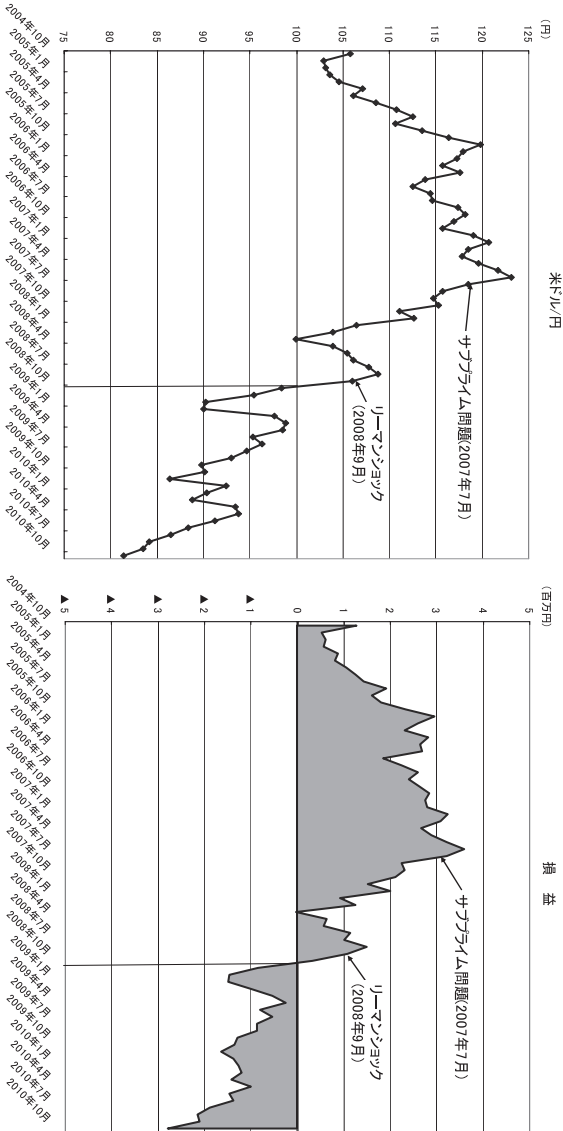


- ・仮に、1ドル90円となった場合 → 時価に比べて▲10,000円の損
- ・仮に、1ドル110円となった場合 → 時価に比べて+10,000円の益

米ドル買い予約(100円/米ドル)と同じ効果
 為替予約は予約の1つの取引ごとに契約しなければならないが、
 クーポンスワップの場合、長期間で複数回取引のものをまとめて契約できる。

通貨デリバティブ問題②

顧客損失のイメージ



通貨デリバティブ問題③

契約者からの主な要望内容

レート固定化に伴う収益悪化に対する資金繰り

『仕入れレートが固定化し収益が悪化したので支援してほしい』

円資金不足に対する支援

『外貨が増加し円資金がない』

契約解約時の高額な清算金に関する資金繰り

『デリバティブ契約を解約したい』

実需に合わせたヘッジ比率の見直し

『ヘッジ比率を見直したい』

契約時に実需確認や説明が不十分、優越的地位の濫用

『そもそも必要ない契約だから、銀行負担で解約したい』

通貨デリバティブ問題④

金融業界の自発的取組み

全銀協

奥全銀協会長が以下の方針を表明(1月25日)

【会見要旨】

個々の銀行が本当に親身になってお客さまの相談に乗って、具体的に対応を行っていただきたい。

- ① 各行は、自発的に法令等の定める範囲内において、例えば、本業がしつかりしているが、為替デリバティブの問題で、倒産等の危機に瀕しないようにするための対応をしつかりと行っていくことが必要。
- ② 利用企業を積極的にフォローして、お客さまの現在の状況、そしてニーズというものを踏まえて、解決策を具体的に提供していくことが必要。
- ③ 各行がフォローしても、具体的に解決出来ないようなケースに対しては、ADRによる解決を行っていくことになるかと思うが、全銀協としては、処理手続きのスピードアップをしていかなければならない。

個別行の取組み

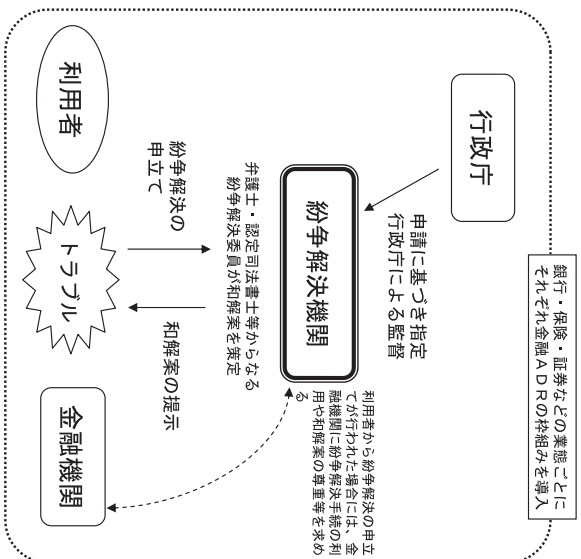
各行においても、既に顧客のフォローアップ等を実施。例えば、大手行は以下の方針を公表済み。

【取組み例】

- ① きめ細かいフォローアップを行い、為替系デリバティブ取引に関する顧客の要望を幅広く能動的に把握することに努める。
- ② 顧客の状況や、契約内容等に応じ、決済資金を含む資金繰り支援など、要望や相談に対する解決策の積極的な提供に努める。
- ③ 金融ADR制度（裁判外指定紛争解決機関によるあっせん制度）の一層の活用等により、迅速な問題解決に努める。
- ④ 機能横断的な専門部署を設置し、取組体制を強化。
- ⑤ 苦情および機軸的地位の濫用にかかるお客さま相談窓口を設置。

金融ADR制度について

◆ 金融ADR制度のイメージ



(注) 紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関自身に苦情処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。

◆ 金融ADR制度の趣旨

- 行政庁がADR機関を指定し中立性・公正性を確保
- ADR機関は金融機関に紛争解決手続の利用や和解決案尊重等を求め、有効性を確保
- 紛争解決委員には専門性を確保



- 事案の性質や当事者の事情に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が可能に
- 法的枠組みの下、利用者の納得感のあるトラジャル解決
- 金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上

◆ ADR機関

(社) 生命保険協会
全国銀行協会
(社) 信託協会
(社) 日本損害保険協会
(社) 保険オンプズプラン
(社) 日本少額短期保険協会
日本貸金業協会

金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）

ベター・レギュレーションの4つの柱

1. ルール・ベースの監督とプリンシパル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

ベター・レギュレーションの当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

金融検査マニュアル(抄) ～「はじめに」より抜粋～

金融検査の基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、預金等受入金融機関(以下「金融機関」という。)に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に留意する必要がある。

① **重要なリスクに焦点をあてた検証(リスク・フカス、フカド・ドゥキヤク、ブローチ)**
検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各金融機関の持つリスクの存在を分析し、重要なリスクに焦点をあてた(リ)ハリのある検証に努める必要がある。

② **問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明**
検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。

③ **問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証**
検査官は、(i)問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、(ii)検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。

④ **指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化**
検査官は、指摘事項や評定に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的な引示す必要がある。

⑤ **検証結果に対する真の理解(納得感)**
検査官は、金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みにつながるよう、的確な検証・経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解(納得感)を得るよう努める必要がある。

東日本大震災への金融庁の対応①

<p>3月11日 金融担当大臣と日銀総裁との連名で、金融機関等に対し「東北地方太平洋沖地震にかかる金融上の措置について」を发出</p>	<p>通帳等を紛失した場合の預金払戻しへの対応等、震災に対する金融上の措置を要請</p>
<p>3月13日 「金融担当大臣談話」を公表</p>	<p>違反行為への厳正な対処（空売り規制の適正な執行や相場操縦の取締り等）等を公表</p>
<p>3月16日 「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置」を公表</p>	<p>開示書類に係る開示期限の延長措置を公表</p>
<p>3月18日 「義援金等を装った詐欺にご注意！」を公表</p>	<p>義援金募集を装った振り込み詐欺等への注意喚起を公表</p>
<p>3月20日 金融機関に対し「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を发出</p>	<p>「東北地方太平洋沖地震にかかる金融上の措置について」（3月11日）について更なる周知徹底等を要請</p>
<p>3月23日 金融機関に対し「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえ、た年度末金融の円滑化について」を发出</p>	<p>震災の影響を直接、間接に受けている顧客からの貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みにてできる限り応じること等を要請</p>
<p>3月24日 今回の地震に伴う本人確認手続きの特例に関する「金融担当大臣談話」を公表</p>	<p>窓口等での本人確認手続きの基準の緩和を公表</p>

東日本大震災への金融庁の対応②

3月31日

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について」を公表

以下、(1)～(3)について公表

- (1) 金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化
- (2) 金融機関等の報告の提出期限の弾力化
- (3) 有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置の延長

4月1日

改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等に関する「金融担当大臣談話」を公表
業界団体に周知徹底を要請
「改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等について」を公表

中小企業金融円滑化法の1年間期限延長を公表

4月28日

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令について」を公表

施行規則の一部を改正し、手続書類の提出等について弾力化措置を公表

5月13日

金融機能強化法の改正に関する「金融担当大臣談話」を公表

経営責任や収益性の目標等を求めない特例を検討することを公表

5月27日

「金融機能強化法改正案」を国会に提出

5月31日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等を公表

報告提出期限の延長やみなし謝絶規定の緩和に係る特別措置を公表

東日本大震災に対する金融上の措置の要請

3月11日 東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

■預金取扱金融機関への主な要請

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること
- ・ 届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること
- ・ 災害時における手形の不渡処分について配慮すること
- ・ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること 等

■証券会社・保険会社・火災共済協同組合への主な要請

- ・ 届出印鑑等を喪失した場合における可能な限りの便宜措置を講ずること
- ・ 生命保険金、損害保険金又は共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること
- ・ 生命保険料、損害保険料又は共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること 等

3月20日 東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について

- ・ 被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努めること
- ・ 被災に遭われた中小企業者及び住宅ローンを借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めること 等

3月23日 東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について

- ・ 全手形交換所において、今回の災害のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することとなつたことを踏まえ、災害時における手形の不渡処分について配慮すること
- ・ 今回の災害の影響を直接・間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めること 等

金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化

1. 金融検査マニュアル

【特例措置】（震災により一時的に実態把握が困難な債務者）

- 資産査定は、決算期末日（3月末）を基準日として、債務者の実態を踏まえ行う
- 担保物件の評価に当たっては、決算期末日を基準日として、当該物件を実地に確認（実査）する等、現況に基づき評価を行う



- 震災により、実態の把握が困難な債務者への貸出金等については、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」
- 再評価・実査が困難な担保物件は、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」

【運用の明確化】（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

- 一般的な取扱いとして、赤字の原因が一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者については正常先と判断することとしているが、今般の震災による赤字・延滞を「一過性」のものとして判断できる場合には、債務者区分の引き下げを行わずともよいことを明確化。
- 貸倒引当金実働率の算定に当たっては、今般の震災の影響による貸倒等の実績は異常値として、震災の影響がない貸出金の実績率等に算入しなくともよいことを明確化。

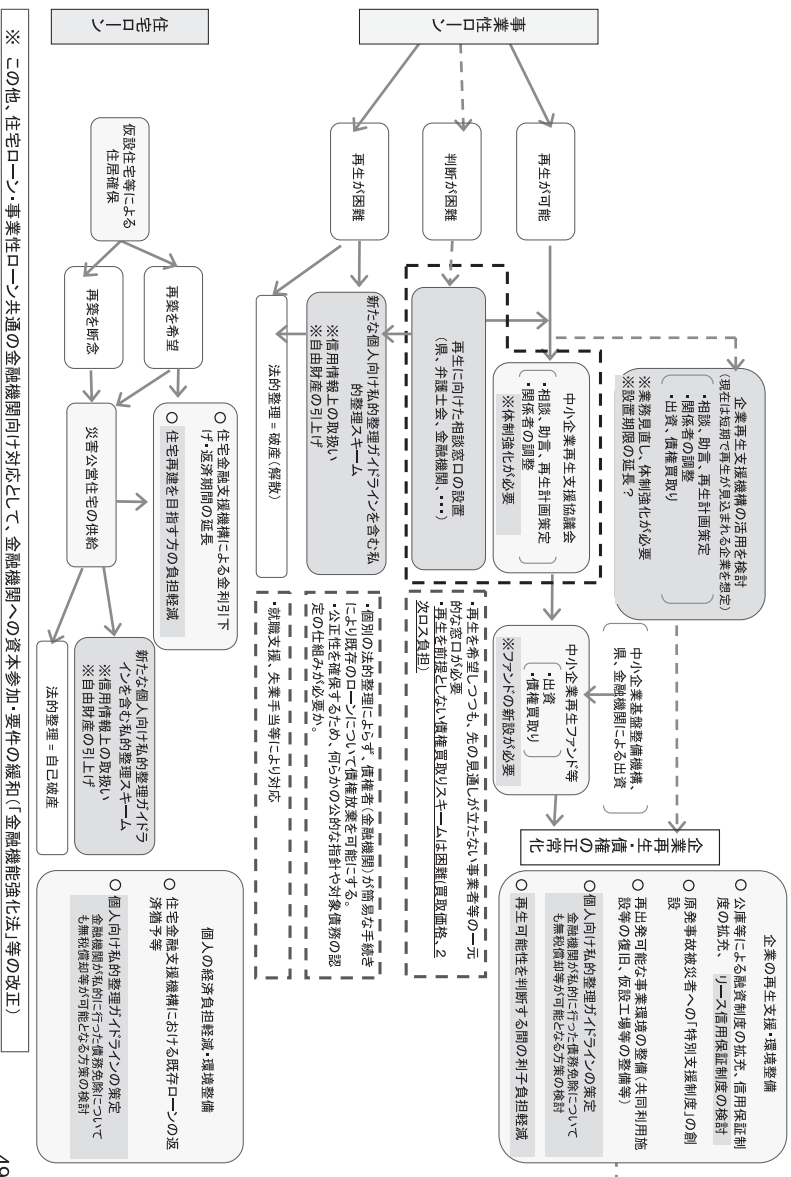
2. 監督指針の特例措置（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

- 中小企業に限って、条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予
- 計画期間については、中小企業以外は3年、中小企業は5年が原則



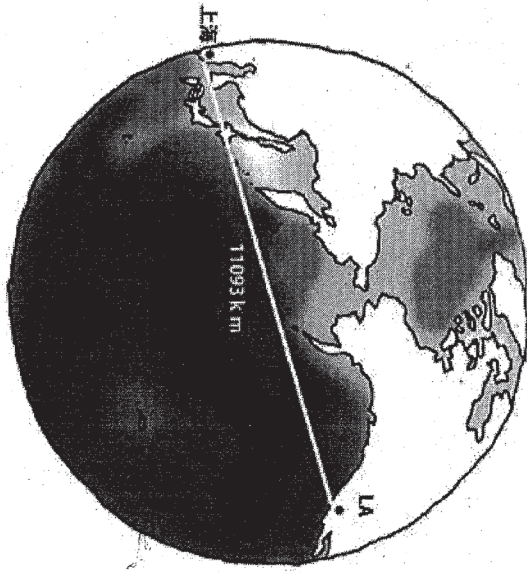
- この取扱いを中小企業以外にも適用
- 既に条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間については再延長も可
- 震災による被害を考慮した合理的な期間の延長も可（金融検査マニュアルも併せて措置）

二重債務問題に対する対応スキーム（イメージ）



図表1

上海～LA間の大圏ルート
—直線はシンガポールまで続く



図表2 東アジア～北米航路における主要な通航ルート

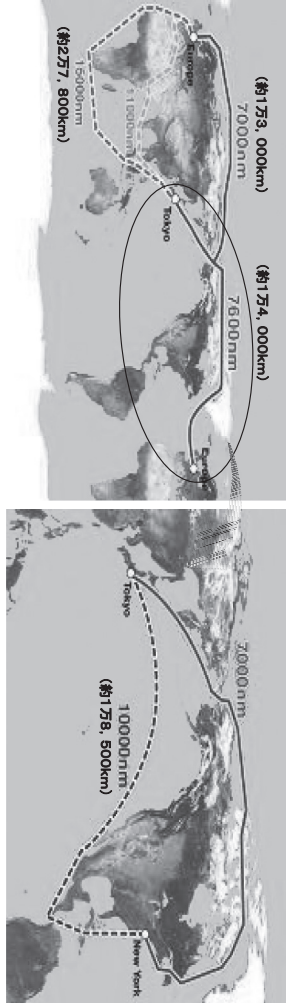


参考資料 (抜粋)

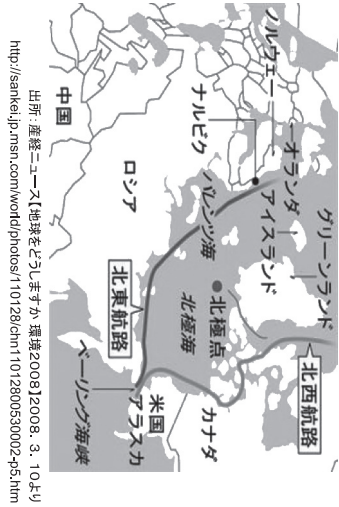
図表3 中国北部・南部一PNW・PSWにおける航路距離、及び大洋航路誌の最短経路と2009年航路海域の比較

航路	東航		西路	
	太平洋航路	2009実績	太平洋航路	2009実績
中国北部一PNW (上海一Juan de Fuca Str)	津軽海峡が基本 [5,080miles]	津軽のみ 津軽：81%	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島北方 経由)[4,960miles] ②津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南方 経由)[5,010miles] ③大隈半島沖経由 [5,780miles]	津軽最短 (差820miles) 津軽：29%
中国北部一PSW (上海一サンフラン シスコ)	津軽海峡が基本 [5,400miles]	津軽のみ 津軽：43%	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南方 経由)[5,590miles] ②大隈半島沖経由 [5,500miles] ③沖繩南方経由 [5,580-6,440miles]	津軽最短 (差90miles) 津軽：27%
中国南部一PNW (香港一Juan de Fuca Str)	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南 方経由)[5,720miles] ②大隈半島沖経由 [5,730miles]	津軽最短 (差10miles) 津軽：59%	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島北方 経由)[5,610miles] ②津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南方 経由)[5,600miles] ③大隈半島沖経由(ア リュウシュアン列島南方 経由)[6,320miles] ④アラム経由 [6,650miles]	津軽最短 (差720miles) 津軽：10%
中国南部一PSW (香港一サンフラン シスコ)	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南 方経由)[6,050miles] ②大隈半島沖経由 [6,060miles] ③ホノルル経由 [6,950miles]	津軽最短 (差10miles) 津軽：3%	①津軽海峡経由(ア リュウシュアン列島南方 経由)[6,040miles] ②大隈半島沖経由 [6,050miles] ③南方経由 [6,820miles]	津軽最短 (差10miles) 津軽：12%

図表4 北極海航路と既存航路における海上距離の比較

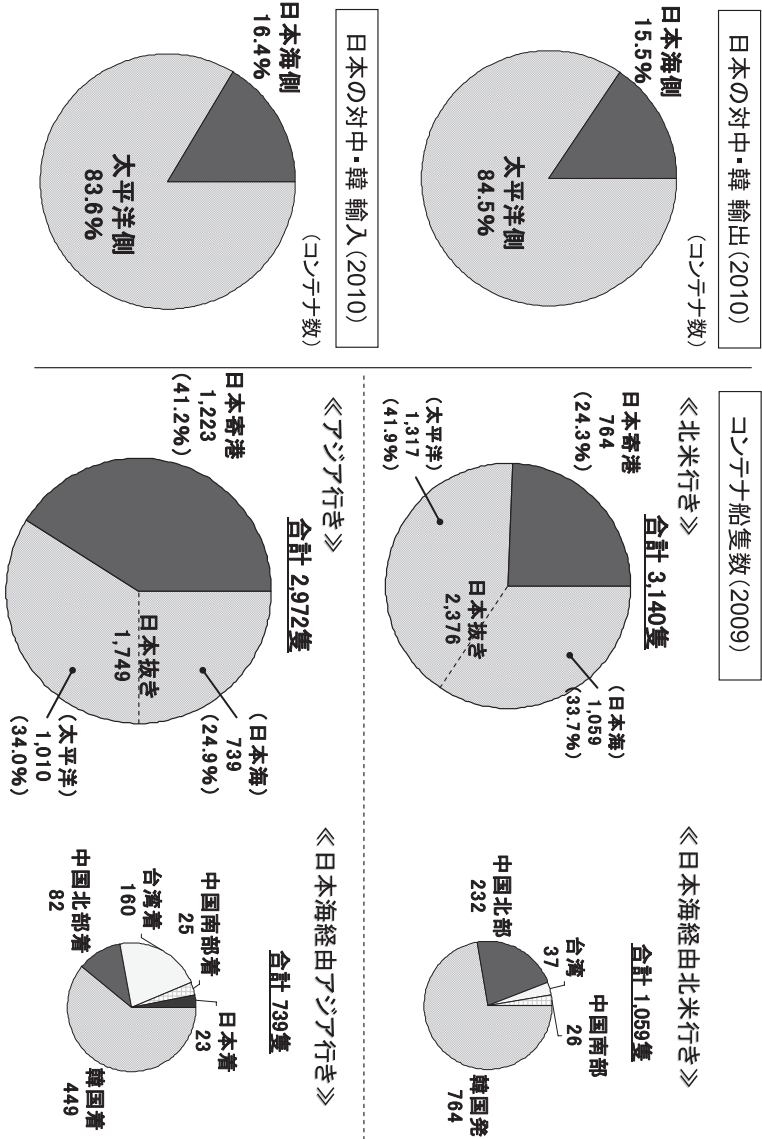


図表5 北西航路および北東航路

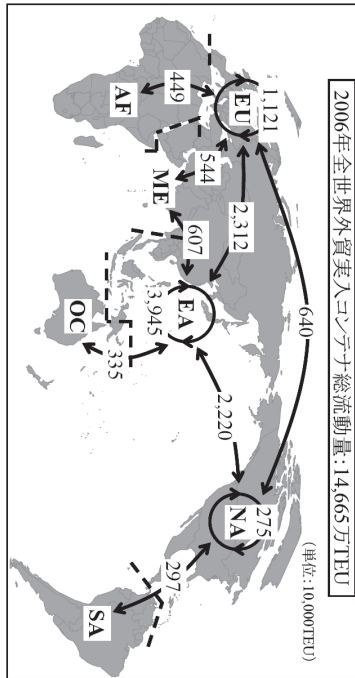


出所：産経ニュース【地球をどうしますか 環塔2008】2008. 3. 10より
<http://sankei.jp.msri.com/world/photos/110128/dm11012800350002-95.htm>

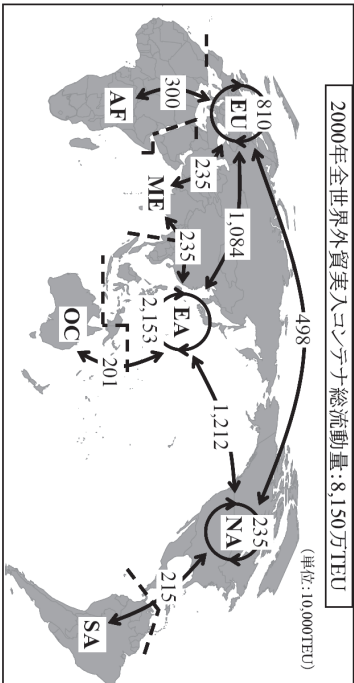
図表6



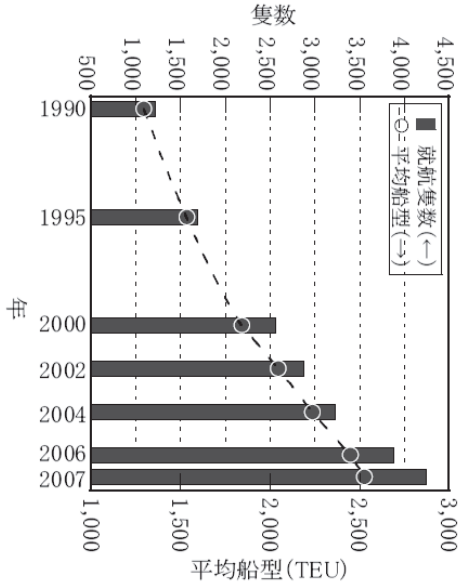
図表7



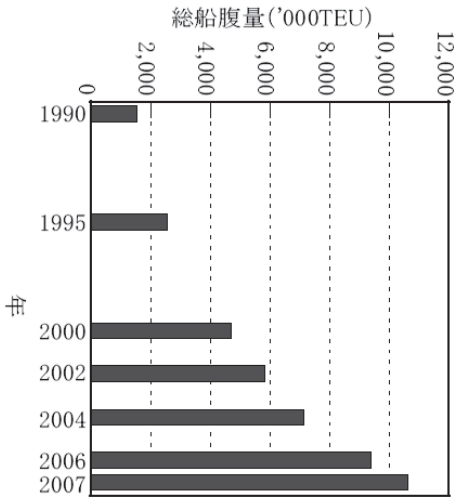
図表8



図表9 フルコンテナ船就航隻数・平均船型の推移



図表10 フルコンテナ船の総船腹量の推移

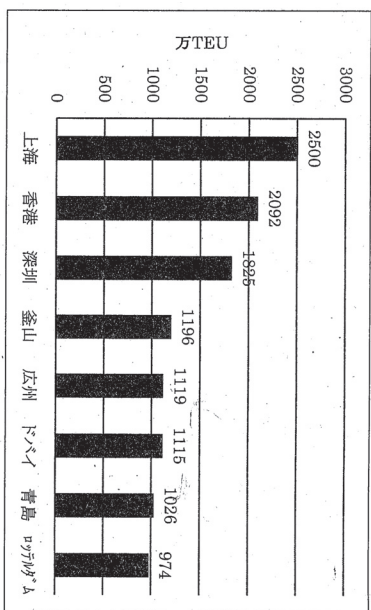


図表11 世界地域別コンテナ物量の取扱量(単位:千TEU)

地域	1980	1990	2000	2007	比重 (%)
北米	9,531	16,659	30,824	49,707	10.0
西欧	11,753	22,552	51,717	91,507	18.6
北東アジア	7,694	23,066	71,403	175,807	35.7
ASEAN	1,871	9,679	34,360	67,125	13.6
中東	1,943	3,583	11,085	27,138	5.5
中南米	2,358	5,078	17,907	34,266	7.0
その他	3,702	7,456	18,998	46,245	9.3
世界	38,852	7,456	236,294	491,795	100

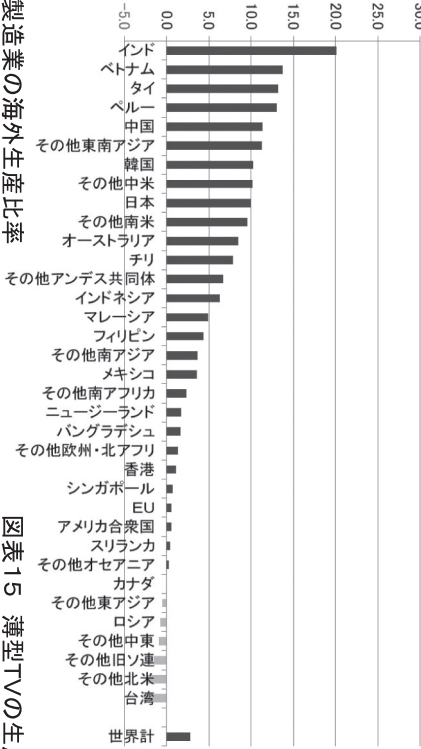
出所: Drewry, Annual Container Market Review and Forecast 2007/08, 2007

図表12 世界コンテナ港湾の順位(2009年)

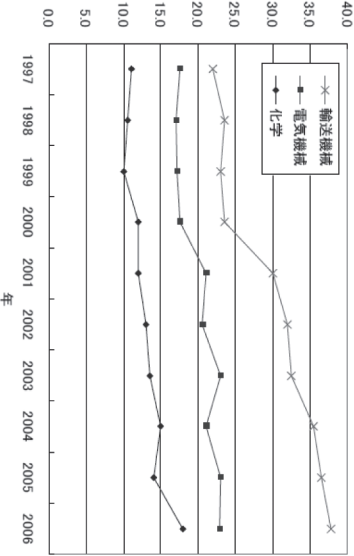


出所: Internationalization Container

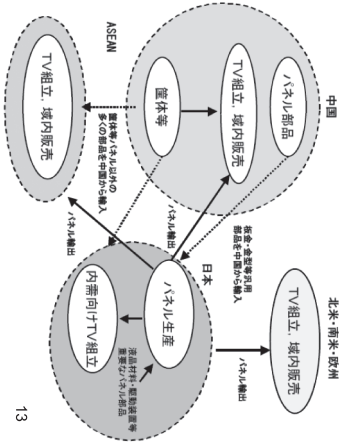
図表13 FTA・EPAが進展した場合の輸出入額の変動予測(GTAPモデルによる)



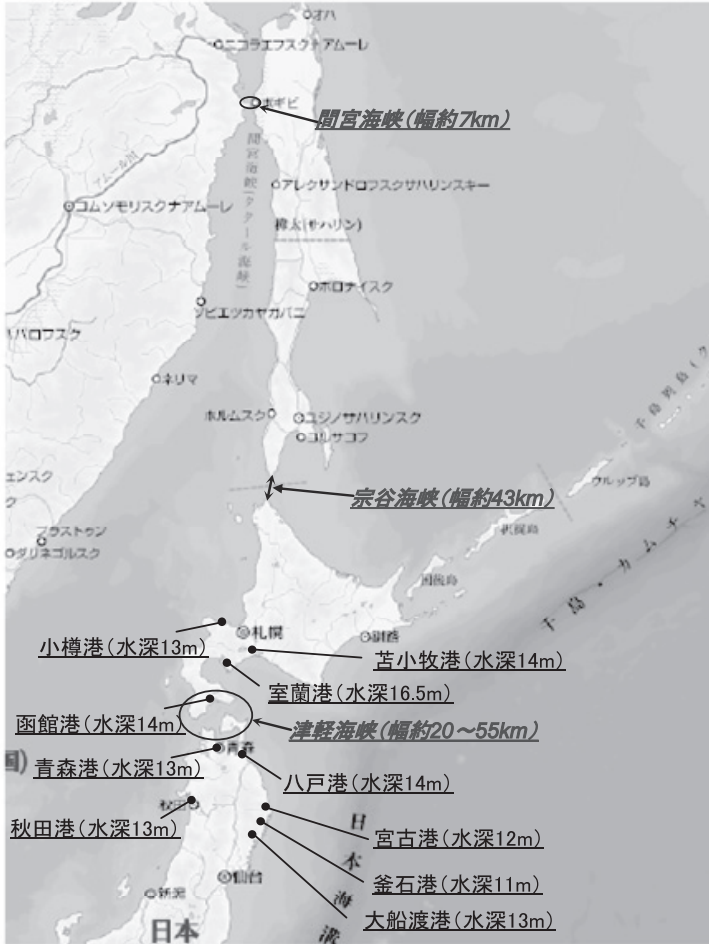
図表14 我が国製造業の海外生産比率



図表15 薄型TVの生産体系事例



図表16



Copyright (C) CHIRI Geographic Information Service CO.Ltd. All Rights Reserved.
 Copyright (C) 2011 NTT Resonant Inc. All Rights Reserved.

(注1) カッコ内の水深の値は、各港における埠頭岸壁の最大水深を示す。(国土交通省の各港湾事務所等のデータ参照)

(注2) カッコ内の海峡の幅は、海上保安庁第一管区海上保安部からのヒアリング等に基づくもの。

ロシアの輸送回廊について

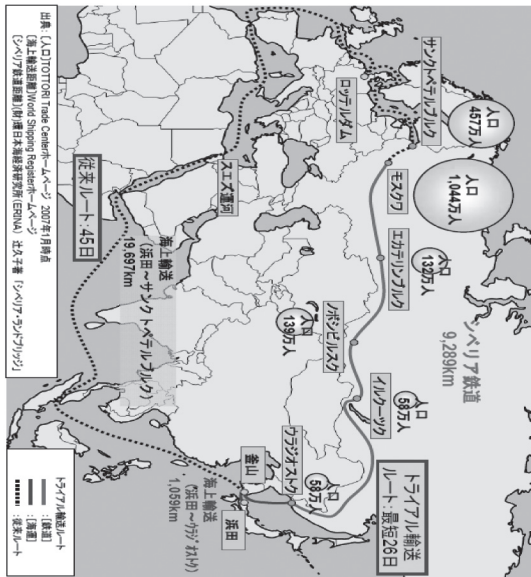
図表 17



- ①ロシアを走るのは、上記①・②)
- ②シベリア横断鉄道(モスクワ〜ウラジストク)

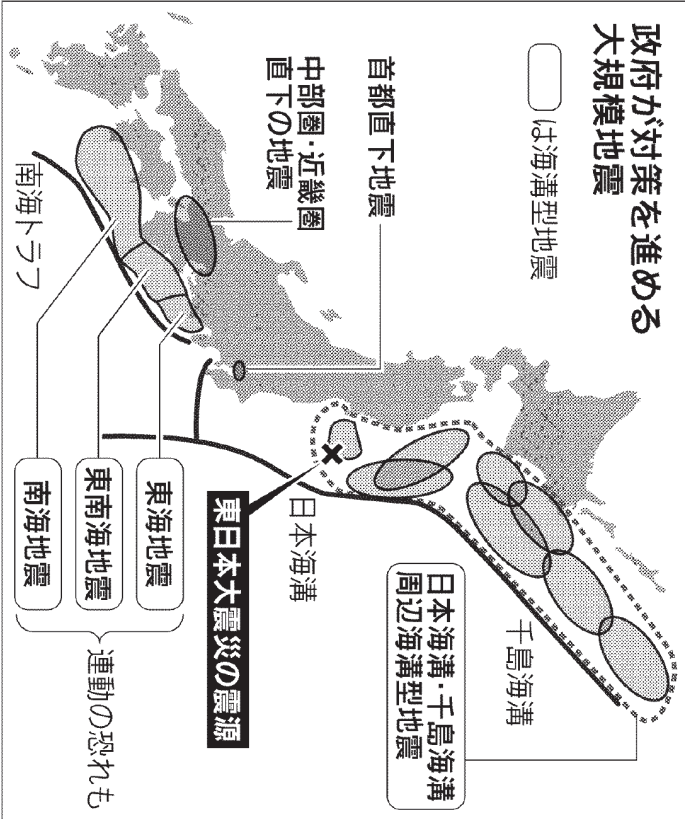
(出所:「北東アジアの交通インフラの動向」(2011年4月)(財)環日本海経済研究所調査研究部 新井洋史)

図表 18



(出所:「浜田港におけるシベリア鉄道等を利用したロシアル輸送の港務結果について」(平成23年4月14日)国土交通省(中国地方整備局港湾空港部))

図表 19 政府が対策を進める大規模地震



(出典) 日本経済新聞 4/28朝刊(42面)

参考文献

- 竹村慎治・赤倉康寛「東アジアー北米航路コンテナ船の日本周辺での通航海域に関する分析」『国総研資料』国土技術政策総合研究所第610号, 2010年
- 金奉吉（「北東アジア経済協力と物流環境」『富山と対岸諸国との物流～ロシア、韓国を中心として～』富山大学極東地域研究センター—2011年）
- 高橋宏直「世界経済の動脈物流の実態」『国総研資料』国土技術政策総合研究所第482号, 2008年
- 日本経済新聞2010年12月27日朝刊9面「経営の視点 ハブ港奪回の最後のチャンス（竹田忍編集委員）」
- 田中瑞乃「解かれし氷の封印～北極海の海水減少がもたらす新航路、資源・エネルギー争奪戦」『経営研レポート情報未来』株式会社NTT経営研究所 No. 33, 2008年
<http://www.keikeiken.co.jp/monthly/2008/0812-10/index.html>



金融行政の諸課題



ランベルト正積方位図法 投影中心 40°N, 90°E